

開会及び開議の宣告

田中敏雄 議長 ただいまから平成17年12月横手市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

田中敏雄 議長 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、3番佐藤功議員、4番菅篤司議員を指名いたします。

会期の決定

田中敏雄 議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
今期定例会の会期は、本日から12月22日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は17日間と決定いたしました。

議長報告について

田中敏雄 議長 日程第3、議長から議長報告が提出されておりますので、お手元に配付いたしております。

市長の当面の市政運営についての所信表明

田中敏雄 議長 日程第4、市長より当面の市政運営についての所信説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

横手市議会12月定例会に当たりまして所信を申し述べさせていただきますが、お渡ししてある冊子にあるとおり、長大な所信でございます。私もこんなに長い所信は今まで読んだことございません。そういう意味では、途中で水を飲みながら、ペースをはかりながら所信を申し述べさせていただきたく存じますとともに、皆様にもある種負担をおかけすることになるかと思っておりますが、どうぞよろしくご協力を賜ればと思います。

本日、平成17年12月市議会定例会の開会に当たり、私の所信と市政の基本的な運営方針等について申し述べますので、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

す。

初めに、私は、市長選挙に臨むに当たり、「市民が基本、民意を起点に」というスローガンのもとに5つの政策の柱を定め、それを実行に移すための10項目の公約と具体的な施策に加えて、新市において早期に着手すべき課題や重点プロジェクトの推進などを網羅した、いわゆるマニフェストを掲げて市民の皆様へ訴えてまいりました。その結果、多くの市民の皆様からの共感とご理解を賜りまして、今後4年間の市政を担当させていただくことになりました。

市民への公約を一日も早く実践できる体制を確立したいことから、去る10月31日の部局長会議において各部局の担当課並びに各地域局を対象に10の公約と具体的な施策を明記した整理表を配付の上、各課並びに各地域局ごとに個別の業務について検討を行うよう指示するとともに、市政の運営は「市民が基本・民意を起点に」を念頭に置いて、庁内一致団結して当たるよう特に要請したところであります。

また、11月7日からは各部局の重点事業等についてヒアリングを実施、その後は各地域局訪問を行いながら現状業務の実態把握に努めたところであります。

業務の遂行に当たり、地域住民の視点に立った施策や質の高い住民サービスの提供には、職員の資質認識の共有、一体性などが強く求められるところでありますが、合併前の市町村がこれまで培ってきた歴史や風土、文化、特性などの違いから必ずしも一体性が確保されているとは言えない面も散見されると聞いております。

今後は、職員研修の充実による職員能力の向上を図り、行政の経営品質向上プログラム等を採用し、職員の資質向上と意識改革の推進に取り組みながら、市民に信頼される市役所を目指します。

また、公約であります常勤特別職の給料額の削減に関しましては、平成18年1月から施行する方向で特別職報酬等審議会に諮問し、今議会に関係条例の改正案をご提案いたしたいと考えております。

2番目の職員の不祥事についてであります。去る11月11日午後10時10分ごろ、大森地域局福祉保健課副主任が同僚と飲酒後、帰宅のため自家用車を運転し、市内三本柳地内で民家のブロック塀、車庫、町内会館などを破損する物損事故を起こしました。

飲酒及び酒気帯び運転は、絶対あってはならないことで、注意を促している最中での不祥事であり、被害を受けられた関係者を初め市民の皆様には心からおわび申し上げます。

当該職員につきましては、直ちに自宅待機を命じ、事実確認を行うとともに、処分について検討した結果、情状酌量の余地はないものと判断し、「横手市職員の道路交通法違反等に係る懲戒等に関する処分基準」の規定により、11月24日付で懲戒免職処分としたところであります。併せて、管理監督責任のある職員3名についても訓告処分としたところであります。

ところが、二度とこのようなことのないよう具体的な対策の検討・実施を指示した矢先に、同副主任が事務をとっていた日赤社費180万円余りを着服していたという新たな不祥事が発覚しました。

この着服は、本年8月から10月にかけて都合6回行われており、全額弁済されたとはいえ、旧大森町民の善意を踏みにじる行為であり、まことに申しわけなく、重ねて深くおわび申し上げます。

既に、直接・間接にかかわらず現金等を取り扱う部署については総点検を行ったところではありますが、管理監督の立場にあった関係職員については、12月5日付で直属の上司であった職員2名を減給及び戒告処分とし、関係部長、所長、次長の3名については厳重注意処分としたところであります。

なお、本市においても秋田県の例に倣い、懲戒免職とした職員については氏名などを公表することといたしましたので、ご報告いたします。

3つ目の公共施設のアスベストの状況についてであります。

公共施設に係る飛散性アスベストの使用状況について旧市町村ごとに調査した結果をまとめたところ、疑いがあるものも含め26カ所、その後の含有検査で発見されなかった箇所が3カ所、県の調査対象外となっている含有率が1%未満の箇所が5カ所となっております。

含有率が1%未満の施設については今後、環境測定を実施しながら定期観測することとしております。

残りの18カ所のうち、今年度中に撤去工事等の対策が施されるものが5カ所、天井裏などで露出していない箇所が5カ所、立ち入り制限もしくは禁止している箇所が6カ所、使用箇所を閉鎖する箇所が2カ所となっております。

また、旧市町村ごとに実施した調査については、同レベルの調査とはなっておりませんので、いま一度、統一した基準のもとで確認する必要があると考え、その対策について協議しているところであります。

次に、市内各小・中学校と保育所の状況についてご報告いたします。

まず初めに、市内小・中学校におけるアスベストの使用状況については、黒川小学校機械室・渡り廊下、横手南中学校ボイラー室、鳳中学校階段下で使用が確認されており立入禁止・密閉措置を講じ、環境測定の結果飛散していないことを確認してまいりました。合併後に吉田小学校音楽室、醍醐小学校食堂天井での使用が確認され、一時使用を停止してまいります。飛散状況環境調査の結果を受け、今後の対応を検討してまいります。

また、増田学校給食センター、十文字学校給食センターにおいても、調理器具にアスベストが使用されていることが10月4日確認され、翌日から当該調理器具の使用を禁止いたしました。これに伴い増田学校給食センターからの給食供給が不能となり、10月11日から雄物川学校給食センターが増田小学校に、10月13日から横手学校給食センターが増田中学校に臨時に給食を供給してまいります。

地域間互助によるこうした取り組みは、市町村合併に大きな効果であり、関係者のご努力に深く感謝を申し上げます。

両センターの調理機器につきましては早急に交換し、冬休み明けには原状復帰できる見込みであります。

なお、給食費差額分及び搬送に係る経費につきましては、今議会に補正予算を提案いたしております。

次に、保育施設についてでございますが、合併以前に実施した調査では、大森地域局管内にある川西保育所と前田保育所の天井部にアスベストが含まれていることが判明してまいりましたが、天井への吹き

つけであり、天井板で覆われているため飛散のおそれはないとの判断をしております。しかし、児童が毎日利用する施設であり、早急な実態把握の必要があることと、県の指導等もあり12月補正で含有・浮遊検査を実施すべく予算計上しております。

また、11月24日、十文字地域局管内の三重保育所において、食器消毒保管庫が壊れ、業者が点検したところ、吹き出し部分にアスベストが使用されていることが判明し、同日使用をとめ、熱湯消毒等により対応しております。同局管内の睦合保育所も同型機を使用しており、同日使用をとめております。食器消毒保管庫は毎日使用する必要があり、ノロウイルスの発生もあることから、財政課と協議の結果12月補正予算に計上し、新規購入を予定しております。

なお、厨房機器のアスベスト含有につきましては、現在、市内全保育所を調査中であり、今後適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

4つ目の新市基本構想と過疎地域自立促進計画の策定についてであります。

新市の総合的かつ計画的な行政運営の指針となる基本構想の策定に本年度より着手いたします。本構想の策定に際しましては、合併協議の中で確認をいただいている「新市建設計画」を基本に検討を行い、来年12月の議会定例会において皆様のご理解が得られるよう作業を進めてまいります。

なお、本年度におきましては、市民1万人を対象とした住民アンケートを実施するとともに、広く市民の意見が反映されるよう、総合計画審議会の委員や基本構想策定委員の人選などに取り組むこととしております。

次に、本市は過疎地域自立促進特別措置法の規定により新市の発足と同時に過疎地域としての公示がなされました。これに伴い、早急に過疎地域自立促進計画を策定する必要が生じました。

本計画につきましては、合併前の5つの過疎町村において既に策定されておりました計画を基本に、合併前の広域市町村圏組合事業であった常備消防関係事業や受益が複数の地域にまたがる公共下水道事業など、新市全体として実施すべき事業を組み入れて策定いたしました。

5つ目の新市の財政状況と平成18年度予算編成方針についてであります。

合併により、横手市の財政規模は、旧市町村当時と比較して格段に大きくなりましたが、それは決して新市の財政状況がよくなったことを示すものではありません。

旧市町村の平成16年度決算に基づいて経常収支比率を算出してみると94.4%となり、財政の硬直化が進んでいることを示しております。また、平成17年度末における普通会計の起債残高は649億8,000万円となる見込みになっておりますが、これは旧市町村の標準財政規模の合計額の2.4倍に相当し、将来的な起債の償還が大きな財政負担となる可能性を示唆しております。

一方、平成17年度末の基金残高は、財政調整基金が15億8,000万円、減債基金が3,700万円、果実運用型の基金を含めた目的基金は13億3,000万円となる見込みであり、大変厳しい財政状況になっております。

平成18年度予算編成に当たりましては、このような厳しい状況を職員全員が共通認識し、限りある財

源を市民サービスの向上に有効に使うため、徹底したコストの削減や事務事業の見直しを行います。また、同時に「新市建設計画」をベースとした「総合計画」を策定し、これにより10項目の公約の実現に向けた施策を展開してまいりたいと考えております。

6つ目の地域協議会・地区会議についてでございます。

合併した8つの地域が均衡ある発展をするため、それぞれの地域に地域協議会を設置することになっております。

協議会の委員は、各地域局15名以内で公共的団体等が推薦する方、識見を有する方や公募により選ばれた方で構成されることになっており、先般、各地域局お知らせ版等により、公募委員の募集をしたところであります。本年中には、区長を選任し、地域協議会の構成委員を決定し、年明けには、それぞれの自治区において第1回目の会議を開催する予定で準備を進めているところであります。

協議会において、地域のまちづくりに関してさまざまな意見を伺いながら、地域の主体的取り組みを基本にそれぞれが個性を発揮し、発展できるよう取り組んでまいります。

また、住民が主体的な地域づくりや自治活動を実践するため、平成18年度で市全体に37の地区会議を設置することで、現在、地区の関係者と協議を進めております。この会議を地区住民に理解していただくためには、地域に住む職員が、地域とのパイプ役となり一緒になって行動することが重要なことであり、そのことが地域の活性化にもつながるものと考え、職員には、地区担当職員制度を周知徹底し、地区会議を支援してまいります。

市民との協働のまちづくりを構築するため、両会議の充実を図ってまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

7つ目の指定管理者制度の導入についてであります。

平成15年6月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入され、これまで市の出資法人や公共団体などに限られていた公の施設の管理運営が、民間事業者などの団体も含めて行うことができるようになりました。

本市においても現在管理委託をしている施設について、平成18年4月から順次導入することとし、市報での制度の周知やホームページ上での募集要項等の掲載など作業を進めておりますが、今議会には、施設の設置条例の一部改正議案等を提案しております。

なお、今後の公の施設への指定管理者制度の導入に関してですが、現在管理委託をしている施設については、法律の完全実施期限である平成18年9月までに漏れなく導入していくことはもちろんとして、将来的には他の直営施設についても管理形態を検討し、可能な限り導入を目指したいと考えております。

8つ目の広報広聴についてであります。

私は、市政運営における大きなキーワードとして「市民との協働」を公約として掲げております。そして、これを実現するための大きな要素の一つとして市政情報の積極的公開があり、広報広聴施策充実の必要性を強く認識し、市報等の充実に努めているところであります。

市報の発行概要としましては、全市版として毎月1日と15日の2回、平均20ページのフルカラー3万7,000部を発行し、また、各地域のお知らせを掲載する地域版として毎月1日に1回、4ページ、スミ一色で発行するものであります。今後も市報やホームページを通して、市民や県内外の皆様が知りたい情報を積極的に提供してまいります。

また、直接的に市民の皆様のご意見などを伺い、これを市政に反映させるシステムとして「市長面会日」や「私のまちの市長室」を開催するほか、市政運営の基本指針となる各種計画等の策定や施策の実施に際しては、市民の皆様視点からもご意見をいただけるよう、市民アンケートや市政モニター制度の充実を図り、「市民が基本、民意を起点に」を基本理念として市政の運営に努めてまいります。

9つ目の男女共同行動計画の策定についてであります。

男女共同参画社会の実現に向けて、平成18年12月までに男女共同参画行動計画を策定いたします。

計画策定に当たっては、市民より策定委員15名程度を募集しており、今後応募者を含め策定委員25名程度で策定作業を進める予定でございます。また、市民の声を計画に反映させるため2月中に市民5,000人に対し意識調査を実施すべく、補正予算を提案しております。

また、公約として掲げております「男女共同参画の推進」を具体化するための体制づくりとして、男女共同参画室（仮称）を設置するとともに、男女が社会の対等なパートナーとして活動できるよう審議会等へ30%以上の女性の登用や、男女共同参画意識の啓発事業の充実にも努めてまいります。

10番目の平成17年度国勢調査についてであります。

今回の調査は、10月1日の合併という状況の中で、旧市町村から新市への業務移行に細心の注意を払いながら実施いたしました。

10月1日に横手市国勢調査実施本部を設置し、市内の全世帯を対象に619名の調査員と65名の指導員が調査に当たりましたが、特に個人情報の保護については徹底するよう強く指示し、作業を進めていただきました。

調査に際しましては、市民の皆様や調査員の方々のご協力いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

なお、現在は県による書類審査が終盤を迎えようとしておりますが、その結果は、速報として年内には概要をお知らせできる予定となっております。

11番目の地域情報化の推進についてであります。

新市の地域情報化の推進につきましては、平成18年9月まで「横手市地域情報化基本計画」を策定し、これに基づき今後、基幹高速通信回線の整備等を検討してまいりたいと考えております。

情報格差是正事業としては、今年度、市の事業として大森町八沢木地区と山内南郷地区に移動通信用鉄塔の整備を予定しております。このほか移動通信事業者が、山内小松川地区と黒沢地区、増田町狙半内地区に移動通信用鉄塔整備を進めており、市内の携帯電話不感地域の解消が進むものと期待しております。今後とも携帯不感地域の解消と高速通信サービス利用可能地域の拡大に向け国・県、通信事業者

等に事業要望してまいりたいと考えております。

また、地域情報化推進の一環として、今後は住民の利便性向上のため、インターネットでの申請や届出、スポーツ施設、文化施設等の予約が自宅のできるシステム導入を検討し、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

12番目の電算システムの統合事業についてであります。

電算システム統合につきましては、合併事務局において平成15年度から、職員の電算業務検討会と委託業者により業務統合に向けた準備を進めてまいりましたが、平成17年10月3日からの新市業務では、住民情報系システム、戸籍情報システム、内部情報系システム、ネットワークシステムともおおむね順調に稼働しております。

住民情報系システム、戸籍情報システムの統合により、市民の皆様には住民票、印鑑証明書、税関係証明書、戸籍関係証明書等がどこの地域局でも発行できるようになりました。これによって一部地域局において証明書等の発行業務量が合併前より増加するなど、市民の利便性が向上したことがうかがえる、具体的な事例が生じております。

内部情報系システムの統合では、庁舎間がネットワークで接続され、財務システム、文書管理システム、職員掲示板など、職員が共有すべき情報を一元的に管理しているため、分庁舎方式のデメリットを縮小させることができました。

また、ネットワークの整備と同時に導入した庁舎間のIP電話網につきましても、本庁地域局間は内線通話が可能となり、通信にかかるコストが低く抑えられております。

13番目の秋田わか杉国体の準備状況についてであります。

平成19年に開催される「秋田わか杉国体」は、昭和36年に開催された「秋田まごころ国体」以来46年ぶりの秋田県での開催となります。当市で開催される競技は、軟式野球一般B、ボウリング全種目、ホッケー成年男女、バレーボール少年男女の4種目で、7会場において実施することになっております。このほか、国体前にデモンストレーション競技としてバウンドテニス、国体後には第7回全国障害者スポーツ大会が開催され、当市では知的障害者のボウリング競技と精神障害者バレーボール競技が開催されることになっております。

大会まであと21カ月余りとなりましたが、大会に向けての準備状況について申し上げます。合併前までは旧市町村担当職員による横手市平鹿郡国体会場地市町村連絡会を設置し、開催に向けての基本的な協議、市町村間の調整などを行ってきたところであります。

新市においては総務企画部に国体準備室を設置し、室長以下8人の選任職員を配置して本格的な準備作業に入っており、現在、横手市国体実行委員会を2月に設置するため準備を進めております。

国体は、全国に横手市をアピールする絶好の機会であります。

横手市民総参加の国体開催を目標に、当市を訪れる選手、役員、参観者の方々から「横手市に来てよかった」、「また行ってみたい」と言ってもらえる大会となるよう頑張っております。

14番目の地域防災計画等の策定についてであります。

新市における地域防災計画は災害対策基本法に基づき、市の責務において体制を確立し、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの基本的事項を定めることとされております。

したがって、市においては旧市町村の地域防災計画を参考とし、市民の安全を最大限に重視した地域防災計画を平成18年度末まで定めることとしており、現在準備を進めております。この計画の策定については広く市民の意見をいただくため、審議会の開催や広報などを通じ策定過程の状況を市民にお知らせする予定であります。また、これに関連する水防計画、交通安全計画、及び国民保護計画の策定もそれぞれ計画的に整備してまいります。

15番目の環境行政についてであります。

新市においては、今日の環境問題に的確に対応し、21世紀を展望した環境施策を総合的・計画的に推進するための枠組を確立することが急務となっております。そのため、平成18年3月をめぐりに「横手市環境基本計画」を作成し、横手市環境保全条例に掲げる基本理念の具体化を図るための施策を提案いたします。

また、市町村は廃棄物処理法の規定により、一般廃棄物処理基本計画を策定することになっております。

現在、当市のごみ収集処理につきましては、旧市町村ごととなる分別収集方法をとっており、平成19年4月のごみ袋手数料化に併せ、サービスの統一化に向け準備を進めてまいります。それまでは合併前の方法によって対応することとしております。

しかしながら、新市における負担とサービスの均一化は喫緊の課題であり、将来的なごみ・し尿・リサイクルプラザを含む統合施設の建設計画とも併せ、平成18年3月をめぐりに基本計画を策定すべく、現在作業を行っておるところであります。

次に、アスベスト含有家庭用品の処分周知についてであります。10月20日経済産業省より、アスベストを含む157社562製品の家庭用品が公表されました。これを受けまして、市の対応について12月1日の市報等で市民及び収集業者の皆様へ周知したところであります。特に飛散のそおれのある「灰」の2製品につきましては、二重梱包した上で環境保全センターに直接搬入をお願いし、使用料は無料とすることといたしました。

なお、高齢者世帯等で排出が困難な家庭については地域局で対応することとしております。

アスベストの最終処分につきましては、当面は3つの環境保全センターにおいて保管することとしておりますが、国や県においてもいまだ検討中のことでもあり、その動向を見ながら適切な対応をしてまいりたいと考えております。

16番目の環境施設の状況についてであります。

新東部斎場につきましては、11月17日に竣工式を行い、18日より供用開始し、本日まで順調に稼働しております。今後は、ご利用される方々への心配りを忘れることなく、施設運営に努めてまいります。



工事関係につきましては、横手衛生センターで行われております浄化槽汚泥対応型改造工事も、9月上旬に完成し、3カ月の試運転を経て12月27日完了の見込みとなりました。現在、旧処理棟の解体撤去工事に着手しており、撤去後の景観にも配慮してまいります。

また、焼却によって排出される一酸化炭素濃度が基準値を超えていたため、本年9月から実施している西部環境保全センターの一酸化炭素濃度低減対策改造工事も、主要機器の製造を終え、機器据えつけ工事を行っております。今後は早期完成を目指し、管理基準値の遵守に努めてまいります。

17番目の廃棄物処理統合施設整備事業についてであります。

現在、東部・南部・西部の3つの環境保全センターにおいて、市のごみ処理を行っておりますが、全市のごみを1カ所で処理できる焼却施設やリサイクル施設を備えた循環型の統合処理施設を整備し、年々高まるリサイクルの必要性やダイオキシン対策など、適正なごみ処理を推進してまいりたいと考えております。

平成18年度から本格的な協議に入り、平成24年度から3カ年で整備し、平成27年度の新施設稼働に向け努力してまいります。

また、効率的な廃棄物処理のため、し尿処理施設の整備も併せて検討してまいります。

18番目の国民健康保険事業についてであります。

国民健康保険の加入状況は、全市世帯の6割に当たる1万9,900世帯が加入し、被保険者数は、人口の42%、4万4,500人であります。

国民健康保険の財政調整基金は、平成16年度末旧市町村の合計が4億7,800万円でありましたが、合併時は2億8,200万円となっております。しかし、平成17年度の繰入額が7,100万円ほどあり、年度末の見込額は2億1,100万円となります。

次に、国保の被保険者証についてであります。合併により保険者番号が変更となり、10月1日より保険証が更新されております。

なお、今回の更新から全県統一で、個人ごとにカードの保険証が交付されております。

また、国保加入者に負担していただく国保税については、旧市町村における税率の格差が大きく、合併協議においては、医療費の動向を勘案の上、合併後3年以内に均一化されるよう段階的に調整することとしました。具体的には平成21年度から均一化することとし、医療給付が現在の状況で推移することを前提に、税率を所得割10.5%、平等割額を3万2,000円、均等割額2万4,000円とする方向で確認されております。

基本的には、合併協定に基づき進めることとなりますが、市民に対する健康教育、検診などの各種保健事業の実施や啓発活動、口座振替の推進、納税相談など収納対策を進め、できるだけ国保税の引き上げを小幅なものにしたいと考えております。

国保制度については、12月1日に患者の負担増などを柱とする医療制度改革大綱が決定されております。平成18年10月をめどに高齢者自己負担の引き上げ、高額療養費制度の見直し、食費・居住費の負担、

また、平成20年度を目途に、県を主体とする広域連合が運営する新たな高齢者医療制度の創設などが盛り込まれております。

これらの経過を見守り、10万人市民の医療と健康を守る上でも、国民健康保険の果たす役割は大変重要であり、運営に当たっては、国保財政の健全化に最大限努力してまいりたいと考えております。

19番目の健康づくりについてであります。

国民の平均寿命は、生活環境の改善や医療技術の進歩により急速に伸び、年々高齢化率も上昇し、それに伴って脳卒中やがん、心臓病などの生活習慣病が増え、痴呆や寝たきり者などの要介護者も増加しております。また、核家族化の進行や夫婦共働き世帯の増加などにより、ライフスタイルや人々の価値観も大きく変化しております。

このような状況において、心豊かに、健康で生きがいのある生活が求められており、子供から高齢者まで病気の予防に取り組みながら、みんなが生き生きと自分らしく輝き、元気に暮らすことができる安心社会を目指した「健康よこて21」計画を平成19年3月までに策定したいと考えております。

「自分の健康は自分で守る」という健康に対する自己管理意識の啓発や健康診断などの推進を図り、病気の早期発見に努めてまいります。また、いつでも、どこでも必要な医療が受けられるよう開業医や平鹿総合病院、市立病院の連携強化に努めるとともに、保健・医療・福祉のネットワーク化などにより、市民が健康で元気に暮らすことができるよう、体制の整備・充実を図ってまいります。

20番目の病院事業についてであります。

2つの市立病院は合併以前において、それぞれの病院が歴史的にも、また地域医療・保健などの分野においても多くの役割を果たしてまいりました。合併に際しては、これらの点を踏まえ2ないし3年間は、お互いがそれぞれの病院の特性を尊重し、その上でベストな方法により協力し合うことを確認してまいりました。

今日の医療環境は相当厳しいものがあります。とりわけ一貫した経営体制確立のために必要不可欠な医師確保は、現在危機的な状況にありますが、両病院が連携し合い、地域的及び機能的に分担した医療の提供を図ってまいります。

また、両病院事業の企画及び運営の調整など、重要な役割を担う企画経営課を中心に、病院のサポート体制の構築や、物品等共同購入の推進、人事異動による職員の活性化等々、合併による効果が最大限発揮できるよう努力してまいります。

21番目の福祉医療事業についてであります。

福祉医療事業については、合併協定により、これまで旧増田町・十文字町・山内村が実施しておりました、乳幼児の所得制限者に対する単独助成、及び旧横手市が実施しておりました母子・父子家庭に対する単独助成を、全市に拡大し実施しております。

また、今年8月に県の福祉医療制度画が改正されたことに伴い、乳幼児の住民税課税世帯の自己負担限度額1,000円についても、全市において無料とすることとしております。

なお、新市における乳幼児の所得制限助成該当者は812人、1,000円負担助成該当者は2,449人となっております。

これらの助成制度につきましては、少子化対策・子育て支援事業の一環として、全市に拡大を図ったところであります。

22番目の高齢福祉についてであります。

合併後初めての冬を迎えるに当たり、市民の皆様安心して暮らしていただけるように、ひとり暮らし高齢者等の雪よせ、雪下ろしの事業を新市全体で実施できるよう、建設事業者やシルバー人材センターなどと協議いたしております。既に市民の皆様からは申し込みを受けており、今後の降雪に備えて実施体制の整備を進めているところであります。

また、10月1日からは、新市全域で高齢者住宅整備資金融資あっせん事業や徘徊高齢者家族支援事業などを展開しております。ほかの高齢福祉事業につきましても来年4月から統一して実施できるよう、社会福祉協議会など関係機関と協議を進めております。

新市建設計画において計画しております特別養護老人ホームの増床につきましては、秋田県特別養護老人ホーム緊急整備補助金により雄水苑に30床、白寿園に20床増床することで、現在、県と協議を進めております。これにより、特別養護老人ホーム等入所待機者への改善につながるものと考えております。

23番目の介護保険についてであります。

介護予防を重視し、地域に密着した介護サービスの提供を目指す第3期介護保険事業計画の策定につきましては、高齢化率や介護保険認定者数の推計から給付費を想定し、新介護予防や地域支援事業などの新たなサービスを加え、検討を進めているところであります。

また、介護保険の計画策定や運営状況についてご審議いただく介護保険運営協議会についても、各地域よりご推薦いただいた被保険者代表の市民の皆様と学識経験者の方々による32名の委員により設置したところであります。新市での平成17年度介護保険事業や予算について、また、現在進めております第3期の事業計画の基本となる平成18年からの介護保険制度の改正に対応した事業等について、ご理解を深めていただいております。

なお、年内にはこの計画の基本方針を固め、事業計画策定委員会、介護保険運営協議会での協議を経て、議会はもとより、市民の皆様にご理解いただけるよう、各地区での説明会に向けて準備も併せて進めていきたいと考えております。

24番目の障害者自立支援サービスについてであります。

平成18年4月に障害者自立支援法が施行されることから、従来からの障害者への支援が見直されることとなり、障害者施設や事務事業体系を大幅に見直すことが必要となっております。このため、早急に「障害者福祉計画」を策定し、これに対応するため、平成18年度の策定に向け、平成17年度中に計画策定委員会を設立し検討することとしております。

今後も障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとにきめ細か

な施策を展開する必要があると考えております。

25番目の子育て支援についてであります。

歯どめのかからない少子化に対し、子供と子育て家庭への支援策として、平成17年10月から、第1子2万円、第2子5万円、第3子10万円の祝い金を進呈する「出産祝金事業」、第3子以降の子供に満3歳まで月5,000円を支給する「育児手当事業」が開始されました。

平成17年3月、次の時代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ子育て環境の整備を図るために「次世代育成支援地域行動計画」- 夢はぐくむ ゆきんこプラン - を横手平鹿一体で策定し、以後5年間で推進すべき施策や事業を定めております。

この計画に基づき、今年度、児童虐待防止ネットワークの整備のための協議会を設立いたしますし、学童保育のさらなる充実を図っております。また、子育て家庭が抱えるさまざまな問題に対応するべく家庭児童相談員、母子自立支援員の増員を予定しております。

さらに、来年度、家庭・学校・地域が連携し、子供が家庭・地域で健康で安全に育つための環境を整備し、子どもの権利を守るための条例制定に向け委員会を設立し策定してまいります。

子育て環境が多様化し、地域とのつながりが薄れ、不安や強い負担感を抱えている子育て家庭に、安心して健やかな子育てができるよう支援してまいりたいと考えております。

26番目の農業振興についてであります。

平成17年産水稻作付け面積は新市全体で1万1,100ヘクタールでありました。また、本年の作況指数は、全国・東北で101となっておりますが、秋田県は100であり、「集荷円滑化対策」に伴う過剰米処理は発生しておりません。

しかし、国全体では40万トンの生産過剰であり、国ではこのような平成17年産米の生産状況と平成18年の需給見通しから、平成18年産米の生産目標数量を本年より18万トン少ない1833万トンとして都道府県に配分しております。

秋田県には、本年より5,380トン少ない149万7,290トンが配分されました。これを受けて県では、市町村に今月末に配分する予定になっておりますが、本市への配分も本年より少ない配分になるものと思われます。

本市の平成17年産米の集荷状況は、1等米比率が全体で90%に達しない状況ですが、その最大の要因はカメ虫被害によるものが80%を占めております。これは、近年の地域環境に配慮した防除体制や有機栽培などにより、一斉航空防除からラジコンヘリや地上防除等によるほ場重点防除に変わってきていることも影響していると考えられます。

この対策として、発生原因の分析をしながら、来年度に向けた防除対策を点検見直しし、より効果的な防除体制の整備を図ってまいります。

また、生産調整の実施面積は4,965.5ヘクタールであり、配分面積に対する達成率は102.1%となりました。

野菜等の園芸作物の販売時期はシイタケを中心とした菌茸関係が前年比116%と好調でしたが、他の作目は総体的に前年比マイナスの実績となっております。

市では県と一体で「あなたと地域の夢プラン応援事業」を中心に複合戦略作物の生産基盤づくりを推進しているところであり、農家・JAなど関係者の皆様には、生産・販売促進になお一層の努力をお願いするものであります。

政府では、10月に平成19年から導入する新たな「経営所得安定対策等大綱」を決定し、担い手、集落営農に集中した農政転換に本格的に踏み出してあります。

市といたしましても、地域の特徴を生かしながら「担い手、集落営農組織の育成」推進に全力で取り組んでまいります。

この農政大転換を好機ととらえ、持続的農業の発展はもとより、育成する集落営農組織を中心に「グリーンツーリズム」や「新たな地産地消」への取り組みなど、多様性のある農業の展開により「横手市農業」の再生を図るとともに、最大の資源である農業の活力により新横手市の一層の発展に結びつけてまいります。

新年度に向けて、具体的な施策・推進方法を検討しながら議会に提案してまいりますので、よろしくお願いたします。

このような農業を取り巻く状況の中で、その手始めとして、より農家の所得に結びつく横手市農業を推進する役割を市が積極的に担っていくために「地域産品マーケティング推進準備事業」を実施することとし、その事業に係る補正予算を提案いたしております。

次に農林整備関係であります。厳しい農業情勢を打破し、攻めの農業への転換を図るため、市内16地区では場整備事業を導入中であり、本年は5地区が完了し、本議会に「字界変更」を提案しております。

また、一方で農地・農業用水等の「資源」は長い歴史の中で形成、維持されてまいりましたが、農村の環境や景観に対する期待や要望が高まる中、これからも地域一体となって確保・活用するため新たな資源保全に取り組む所存であります。

当市は合併により3万7,000ヘクタールの森林面積が存在します。戦後、施策により植林された森林も森林浴、体験林業、ボランティア活動などの森林空間のさまざまな利用に対応してまいりましたが、伐期あるいは間伐を必要とする面積も相当あり、効率的で生産性の高い林業経営を目指すため林道、作業道の整備促進を図りながら森林施業の共同化を推進し森林資源の整備を進めてまいります。

27番目の企業振興についてであります。

このたびの市町村合併により、本市は自動車関連部門の誘致企業が9社を数え、市町村としては県内随一の集積地域となりました。

去る11月1日には秋田県企業誘致推進協議会主催による「あきたリッチセミナー in NAGOYA」に出席し、中京地区の自動車関連企業と親交を深め、また11月8日には東北経済産業局・秋田県・財団法人

あきた企業活性化センター・横手市の主催による自動車産業集積フォーラムが開催され、地元企業を初めとする関連企業及び団体など100名を超える参加者があり、今後の自動車産業の展開について熱心な意見交換が行われたところであります。

このような取り組みから、自動車関連産業を中心に企業誘致及び地元企業の販路拡大につなげていきたいと考えております。

28番目の商業振興についてであります。

10月1日から中小企業融資あっせん制度が拡充され、融資限度額を1,500万円、貸付利率の2分の1を2年間利率補給することとなりました。10月1カ月の承諾実績は31件、融資金額は総額2億2,224万円となっており、承諾件数は昨年をやや下回りますが、融資金額は上回っております。

制度拡充後、まだ間もないこともあり、今後さらに周知を図って制度の活用を促進し、市内商工業者の円滑な資金運用を図りたいと考えております。

29番目の観光振興についてであります。

好評を得ている出前かまくらについては、今年も全国から要請があり、今シーズンは千葉縣市川市、横浜市、釜石市のほか、兵庫県加古川市や福岡県博多市などで実施することが決まり、全国各地に「かまくらの横手」を存分にアピールしたいと考えております。

また、過去2年間、香港の高級食材を扱う香港シティスーパーで開催してきた「秋田フェア」を今年度も引き続き実施することとし、現在準備を進めております。

このフェアを起爆剤として、横手市を中心とした米やうどん、漬物、ラーメン、納豆などの特産品を香港シティスーパーに納入しておりますが、納入実績は前年を上回る伸びとなっております。香港シティスーパーの台湾出店という話もあり、今後もさらに取引量が増大することを期待しております。

さらに、このフェアを契機に昨年、香港旅行エージェントの招聘をいたしました。今年は、これをさらに具体化させるために、雪まつりにあわせたモニターツアーやサマースクールなどについて具体的な提案をしているところであり、実現に向けた取り組みを強化していきたいと思っております。

こうした実績を重ねながら、将来的には香港からの誘客に結びつけるという構想を持って進めてまいりたいと考えております。

観光協会の統合については、昨年10月に「横手平鹿地区観光協会統合協議会」を発足させ、協議を進めてまいりました。「協議会」では、会長などの人事のほか、統合の方式、統合後の名称などについて決定してきたところです。

この「協議会」は、新市発足にあわせ新たな体制で再開され、「横手市内観光協会統合協議会」と名称も改め、1年以内の早い時期に統合するという確認がなされ、協議が進んでいるところです。

観光協会は市の観光振興における中心組織として重要な位置を占めるものであることから、早期の統合によってさらに充実した組織として活動していただけるよう期待しております。

30番目の各地域のまつりについてであります。

10月の合併後、増田地域ではりんごまつり、雄物川地域では松茸まつり、平鹿地域ではりんごまつりなど、各地域とも伝統的なまつりや芸術文化祭、産業祭などの多彩なイベントが合併後も継続的に開催され、それぞれたくさんの観光客、市民の皆さんでにぎわいました。

特に、横手地域では10月27日から11月8日までの13日間「新市の誕生を祝う」というテーマのもと、秋田ふるさと村を会場に「よこて菊まつり」が開催されました。

おかげさまで、期間中は市民の皆さんはもとより、県内外の観光客を含め、約5万1,000人の人々でにぎわいました。

メイン会場の彫刻広場では、約2,000鉢の菊が深まる秋の景色に彩りを添え、後三年の役をテーマとした菊人形2場面とともに、訪れたお客様に大いに楽しんでいただけたものと感じております。

また、開催期間中、横手地域局周辺の市街地では、飲食店での菊を使った料理でおもてなしをするTRY21主催の「食の菊まつり」や、社団法人横手市観光協会による「韓流シネマフェスティバル」、「秋田のきのこ展」なども開催され、約5,000人のお客様においでいただき、市街地にもにぎわいを創出することができました。

このように、たくさんのお客様に楽しんでいただいたことで、新市の誕生を祝うという当初の目的は果たせたものと考えております。

しかし、試験的に走らせたふるさと村と旧横手市街地を結ぶ循環バスの乗車率については予想を下回り、今後の課題となっております。

ふるさと村に集客された観光客をいかにして新市各地域に滞在、周遊していただくかという点については観光政策上の大きな課題の一つでもあり、今後とも関係諸団体と連携をとりながら鋭意努力してまいります。

31番目の道路網整備についてであります。

道路整備事業の主なものについて申し上げますと、横手・平鹿・山内各地域局内の道路をパッケージ化した整備事業で、8路線の改良整備を実施しており、その事業費は今年度3億3,900万円となっております。この事業は、平成19年の平鹿総合病院の改築開業にあわせ、そのアクセス道路を整備することにより、患者の輸送時間の短縮などの支援をするものであります。

また、国道13号の大橋交差点は、県道それに市道が交差する箇所であり、常に渋滞が著しい交差点でもあります。これらの解消と安全な通学路確保のため、国・県・市が一体となり交差点改良を進めるものであります。今年度は、用地買収及び家屋移転補償等を行い、平成18年度には県道、市道とも完成し、翌19年度には国道13号も完成する予定であります。

なお、本年度事業費は1億9,400万円となっております。

次に街路整備事業についてありますが、旧横手市からの継続事業として、城址内町地区の都市計画街路事業を進めております。

このうち「中央線」につきましては、横手市指定文化財の移転補償工事が関係者のご理解とご協力の

もとに着々と進捗し、道路用地が確保されることを受け、いよいよ街路築造工事に着手すべく準備を進めているところであります。

また、同じく「中の橋通り線」につきましても、街路築造工事の施工中であり、今年度内の工区完成を目指して事業の進捗を図っております。

今後の道路網整備は、新市の建設計画に沿って地域局を初めとする主要な公共施設への利便性向上や生活環境の整備、都市機能の整備と併せて、均衡ある地域発展に寄与する道づくりを進めてまいります。

32番の除雪対策についてであります。

冬期間における道路交通の確保により、地域の産業経済活動の基盤を守り市民生活の安定を図るため、除雪基本計画をもとに除雪対策に万全を期してまいります。

道路除雪につきましては、去る12月1日に除雪対策本部の開所式を行い、「雪と共にいきるまちづくり」を目指して準備を整えたところであります。新市合併により車道の除雪延長は約1,000キロメートルとなります。これを直営140台、委託91台の除雪車と8台の凍結防止剤散布車により、降雪状況に応じた市道の幅員確保を行い、道路交通の円滑化を図ります。

除雪作業の充実のため、除雪出動基準や作業時間の統一、安全確保のための2人乗車の推進、さらに地域局間の格差解消のための相互乗り入れ調整など、作業体制づくりを行ったところであります。

また、消融雪溝、流雪溝、消雪パイプなど、施設の維持管理や市民との協働による克雪対策として、活動費補助制度の活用推進やボランティア活動への支援など制度の周知と充実を図ってまいります。

33番目の区画整理事業についてであります。

住みよいまちづくりと新たな拠点の形成を目的に実施されている土地区画整理事業は、現在横手駅の西側に中央第二地区、駅西地区、駅西口広場を含む三枚橋地区土地区画整理事業の3地区を施工中であります。

中央第二地区土地区画整理事業につきましては、12月より地権者説明会を開催し、換地計画内容を説明しております。

今後の予定といたしましては、換地計画の縦覧及び認可の手続きをとり、3月ごろには換地処分を実施できるよう努力してまいります。

駅西地区土地区画整理事業につきましては、第3号街区公園築造工事等が今月中旬に完成する予定であり、歩行者専用道路1路線は完成しております。

三枚橋地区土地区画整理事業につきましては、今年度予定している工事の幹線道路駅西線及び補助幹線道路となる第2号区画街路は完成しており、無散水消雪用さく井工事は今月発注予定であります。

また、建物移転補償は12戸のうち10戸の契約を締結しており、引き続き地権者及び関係者との協議の上、事業進捗に向けて作業を進めてまいります。

34番目の公園整備についてであります。

市内には現在41カ所の都市公園と17カ所の市立公園が供用されており、このほかにも農村公園や自然



公園、児童遊園など大小さまざまな公園・緑地が市民に安らぎとゆとりを提供しております。

また、新市建設計画の中でも、自然や都市景観に配慮しながら、公園・緑地などの公共空間を計画的に整備することとしており、現在、旧横手市からの継続事業として、都市公園等統合補助事業による都市公園の整備を行っております。

このうち、「赤坂総合公園」につきましては、国道107号からのアクセス道路となるプロムナードの築造工事も順調に進捗しており、今後、冬期施工となる水路工事と、関連する交差点の改良工事に着手してまいります。

なお、今議会には、より効率的な事業費執行を目指した事業の組替補正予算を計上しております。

35番目の新市都市マスタープランの策定についてであります。

新市建設計画に基づき、各拠点地区の地域特性に十分配慮しながら、総合的・一体的なまちづくりを推進するため、都市の将来あるべき姿やまちづくりの方針などをわかりやすく示した都市計画部門の長期的な計画として、平成20年度に都市計画法に基づいた都市マスタープランを策定いたします。

この計画の内容について審議するための都市計画審議委員については、都市計画審議会条例に基づき新市全域を対象に審議会委員を選任いたしますので、よろしく願いいたします。

続きまして36番目ではありますが、JR駅周辺の整備についてであります。

新市における広域的な観点から、人・物・情報の活発な交流が図れることを基本に、地域全体が交流と連携の中核になることを目指し、JR横手駅の整備や平成19年度の平鹿総合病院の移転に伴う跡地の活用並びに中心市街地の活性化による都市の再生を図るため、横手駅周辺170ヘクタールの地区について、まちづくり交付金事業を実施するために必要な都市再生整備計画策定業務委託を発注しております。

現在、秋田県、JR、商工会議所、観光協会、NPO法人及び関係者の方々からなる「都市再生整備計画策定検討委員会」を設立し、計画策定に向けた個別事業の整備方針の検討を進めております。

整備計画では、横手駅西側地域においては事業実施中の三枚橋土地区画整理事業の面整備により、横手駅西口広場の整備と併せ、交通需用の増加に対応した利便性の向上を図ることとし、一方、横手駅東側地域では歴史情緒とにぎわいのある新たな城下町を目指すため、歴史資源を生かした施策を検討しております。

また、鉄道で分断された横手駅東西地域を一体化させた整備を行うため、横手駅東西自由通路整備基本構想策定を委託しております。

駅舎の橋上化を含む構想の策定作業と並行しながら、基本計画調査や基本設計に向けたJRとの事前協議も進めております。

駅東側の平鹿総合病院の移転に伴う跡地対策と、駅前周辺の活性化を図ることを目的とした、横手駅前地区市街地再開発事業につきましては、対象となっている3.3ヘクタールに、事業の指針及び目標について調査・検討を行う基本計画作成業務を発注し、権利者の意向調査の実施や施設建築物の概略計画の検討作業に着手しております。

また、区域内の権利者及び関係者の方々からなる「横手駅前地区再開発協議会」が8月に設立されており、整備手法の内容についての勉強会や他市の再開発事業の事例を研修する活動を通して、地域住民の皆様の意見交換と地域の実情に即した再開発計画案の策定作業を行っております。

十文字駅周辺の整備につきましては、開発基本構想策定調査を発注しており、十文字地域の玄関口となる駅舎の改築と併せて、地域コミュニティの核としてふさわしい機能を有した交通結節施設の整備方針を検討し、特に中核となる駅西口広場の基本構想策定作業を行っております。

37番目の公営住宅整備についてであります。

住民にとって利便性が高く、ゆとりと潤いの感じられるまちづくりを計画的に進めるため、平成15年度から5カ年計画で進めております「十文字・旭団地建替事業」につきましては、今年度、木造2階建て共同住宅2棟8戸、集会所1棟を整備しており、工事も順調に進捗し、今議会に設置条例の一部改正を提案しております。

また平成16年度から5カ年計画で進めておりますまちづくり交付金事業「平鹿・醍醐住宅団地建設事業」につきましては、造成工事も順調に進捗し、1月完了の見込みとなっており、引き続き公営住宅建設に向けて今議会に補正予算を提案しております。

さらに、公営住宅法など関連法例の制約を受けないで、定住可能な住宅を目的とした定住促進住宅整備事業「山内・南相野々住宅団地建設事業」につきましては、木造2階建て10戸並びに木造2階建て共同住宅10戸、集会所1棟を整備し、今月完成予定であり、今議会に設置条例を提案しております。

住宅・住環境の整備につきましては、引き続き新市を担う若年層の定住促進と均衡のとれたまちづくりのため、魅力ある環境の整備に努めてまいります。

38番目の下水道事業についてであります。

新市の発足に併せ、生活排水処理に係る公共下水道事業、集落排水事業、浄化槽事業を一体的に上下水道部の担当といたしました。今年度については一部繰り越しを予定しておりますが、3事業ともほぼ計画どおりに進捗しております。

普及率につきましては、県の生活排水処理整備構想では平成22年度に秋田県全体で80%を目標としておりますが、本市の3事業を合わせた普及率は平成16年度末で58%、17年度末では60%の見込みとなっておりますので、順調に推移すればほぼ目標は達成されるものと思われま

す。また水洗化率につきましては、平成16年度末で56.5%、17年度末では58.5%の見込みとなっております。

公共下水道及び集落排水事業の経営につきましては、合併協議の中で当面は料金収入で維持管理費を賄うこととしているため、これら事業の整備に努めるとともに、加入の促進を図り、経営の安定化を考えていかなければならないものと思っております。

下水道等の整備には多額の費用を必要とすることから、平成18年度には整備手法の見直しも含めた検討を行い、平成19年3月までには下水道計画を策定し、公共水域の水質保全と生活環境の向上に努めて

まいりたいと考えております。

39番目の水道事業についてであります。

合併後の水道事業については、公営企業法適用の上水道事業6事業が10月1日付で厚生労働省より事業統合の認可を得ており、施設の整備面等で合理的事業経営が可能となりますが、一方では、各水道事業ごとに分別経理をして、それぞれの経営状況が明確にわかる方策も講じてまいります。

また、公営企業法適用外の簡易水道事業が5会計16事業ございますが、いずれの事業も市民生活に直結したサービスの提供の役割を担っており、事業の独立性の強化と経営の活性化に努めてまいります。

一方、各事業の経営環境が大変厳しい状況の中で、早急に着手しなければならない事業も多数ございます。合併協議会におきましては、合併後の新市の水道事業計画の中で、事業形態や各種制度・料金等について見直しや統一を図ることとしておりましたので、これら制度改正などともあわせ、支障が生じないように早期に事業着手してまいりたいと考えております。

また、事業の遂行に当たりましては、民間的経営手法の導入やサービス供給形態の適否の再検討、計画性・透明性の高い経営を図る観点から、事業評価制度と積極的な情報公開にも努めてまいります。

40番目の通学区域等の見直しについてであります。

市町村合併に伴い、旧市町村界に隣接する児童・生徒の通学区域の見直し、さらには雄物川地域、大森地域の小学校統合、横手地域北部3中学校の統合、学校給食センターの改築など学校教育施設整備なども大きな課題となっております。

これらの課題を検討するため、11月11日には、教育委員会事務局職員による「横手市立小中学校のあり方検討委員会」を設置いたしました。

年内には、公募の委員を含む「横手市立小中学校通学区域諮問委員会」を設置したいと考えております。

この諮問委員会には、市民を基点とし全市的な視点で、通学区域の再編・学校教育施設の老朽化や少子化に伴う児童・生徒の減少に対応した施設整備計画の策定に向けての意見をいただきたいと考えております。

41番目の学力向上対策についてであります。

国際的な学力調査の結果等で、日本の児童・生徒の学力低下が問題となっており、新市においても、基礎学力の定着を図り、生きる力を備えた児童・生徒の育成を図っていくことが急務であります。昨今、横手市全体の学力が低下傾向にあり、この合併を機に、全市を挙げて学力向上対策に取り組む必要があると考えております。

そのためにも学力向上対策の担い手である38校600名を超える教職員の「教育研究組織」を立ち上げることが必要と考えております。

また、組織化を円滑に推進するため、地域の研究成果を各校に浸透させ、さらに全市的に波及させるため3つのブロックに分け、きめ細かく市の教育課題を共通に研究推進する「地区研究会」の設置によ

る体制づくりに着手しております。

この地区研究会にはそれぞれ学力向上のための研究推進校・協力校を設定し、地域の研究成果が各校に浸透できるよう、十分な配慮をしていきたいと考えております。

また、教育センター機能の見直し、市の教育主事を増強するなど、教育市道・授業研究の充実強化を進め、児童・生徒の学力向上に結びつけていきたいと考えております。

次に、42番目の生涯学習の推進についてであります。

子供に関する社会問題が深刻な事態となっている現状にあり、家庭の教育力及び地域の教育力の充実など青少年を取り巻くあらゆる環境整備の充実が急務と考えております。

そのため、「子育ての力」回復がキーワードとなりますが、家庭の教育力の向上を目指した学習の機会を、親のニーズとその背景を的確に把握しながら協力を推進していきたいと考えております。

具体的には、子育て講座や各種教室、高校生をもつ親の会研修、各種講座や講話、個別相談などを行う家庭教育支援総合推進事業を地域ごとに開催してまいります。

青壮年層、主婦層、高齢者向けの各種講座等につきましても既存事業の充実、県や関係機関との協働による事業の推進などにより相乗効果を図ってまいります。

また、各地域のコミュニティ活動の拠点である生涯学習センターにおいても、地域の独自性を確保しながら全市的な事業効果の拡大に取り組んでまいります。

43番目の文化財保護の取り組みについてであります。

国の重要文化財である大森町の波宇志別神社神楽殿を初め、市内全域に点在する208件の指定文化財や、担い手育成基盤整備事業に伴う埋蔵文化財の保護、パソコンで閲覧可能なバーチャルミュージアム構想など、地域文化財の保護活動とともに、まちづくり事業の一環としてもこれらの資源を活用する取り組みを進めてまいります。

今年度の発掘調査では、横手・平鹿・雄物川の各地域で古代の遺跡が確認され、現在整理作業を進めております。また、来年度の担い手事業に向けての予備調査では、雄物川地域から県内でも貴重な古墳時代の土器が見つかっており、来年度の本調査に期待しているところであります。

続きまして、44番目のスポーツの振興についてであります。

少子・高齢化の進展や労働時間の短縮による余暇時間の増大と健康志向の高まり、市民のニーズの多様化などへの対応の一つとしてスポーツに親しめるよう、より効果的な支援が必要となっております。その反面、車社会の進行や日常生活の利便性の向上から体を動かす機会が減少し、体力の低下や健康問題が懸念されております。特に、ライフスタイルの変化により、次代を担う子供たちの体力低下は深刻な問題であります。

そこで、家族がそろって外遊びを楽しむことができるよう、雄物川流域の各種資源を活用したサイクリング、カヌーなどのアウトドアスポーツの推進を検討してまいります。

また、市民が総ぐるみで開催する第62回国民体育大会「秋田わか杉国体」の開催を契機に、子供から

高齢者まで、スポーツを通じた健康づくり、仲間づくり、そして地域の活性化を目指し、市民の手による市民のためのスポーツサービスの核となる、総合型地域スポーツクラブの拡大を支援してまいります。

また、新市スポーツ振興計画の策定に早期に着手し、一層のスポーツ振興に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、各地域局の特徴的な事業施策等に限って申し上げたいと思います。

45番目でありますが、横手地域局（水と緑のまちづくり）についてであります。

水と緑のまちづくりについては、9月15日に2年間に植樹した愛宕山の市民植樹地の良好な生育のため、下刈り等の管理作業を行っております。当日はあいにくの冷たい雨の日でしたが、小学生も含めた市民約50人が、将来の緑豊かな環境への願いを込めて汗を流しました。

また、10月29日には、水と樹木のシンポジウムを行っております。

これは、以前から、旧横手市と山内村、美郷町の開催持ち回りで行っていたものでありますが、今回は美郷町の仙南公民館で開催されております。ここでは横手西中学校、六郷中学校生徒、そして「清水沢川にほたるを呼ぶ会」の研究発表が行われました。シンポジウムに先立ち、横手西中学校裏の横手川でサケの遡上の確認なども行いました。参加人数は130人ほどでしたが、横手川を中心とする周辺的环境保護について熱心な議論が行われております。

46番目の増田地域局（秋田ブランド輸出促進事業について）であります。

経済のグローバル化が進む中、WTOやFTAなどの場で貿易自由化に向けた活発な協議が行われております。

農業分野も例外でなく、これまでも一部の品目で自由化が行われ、それが今日の厳しい農業環境を招いた一因でもあると考えております。こうした状況の中で、極めて近い将来、貿易の自由化が実現いたしますと外国から安価な農産物が津波のように押し寄せてくることが懸念されます。今からその対策を構ずる必要があり、その一つといたしまして輸出という攻めの対応が重要なものと考えます。

地域には農産物や特産品が数多くあります。今回は、「増田りんご」を経済発展の著しいアジア諸国に売り込む事業を展開すべく試みているところであります。

昨年は中国へ、今年は11月にタイへ輸出しており、これに併せて生産農家などをバンコクに派遣し、12月7日から12日までの日程で店頭での試食即売会などを通じ、消費者やバイヤーの調査活動を行うこととしております。

市といたしましても今回の事業が今後の地域農業のあり方や発展の方向性を見いだす試金石になるものと期待しております。

47番目の平鹿地域局（こころの健康づくり事業について）であります。

秋田県の自殺率が10年連続全国一となっている中、少しでも自殺者を減らすことを目的に、自殺と関係が深いと言われる「うつ病」を中心にした「こころの健康づくり」事業を行っております。

今年4月には、秋田大学医学部の橋本教授のご指導のもと、地域局住民の30歳から79歳の約8,000人

を対象に抑うつ傾向をはかる「こころの健康づくり調査」を実施いたしました。

その分析の結果、抑うつ傾向の高い地域には健康指導を、希望した個人には個別の相談で対応しております。

この事業の推進は、ゆとり館の保健師を核として民生児童委員と連携しながら自殺予防ネットワークをつくり実施しております。

今後は県の応援を受けてこころの健康に関すること、人間関係での悩みなどを語り合える場を提供し、少しでも自殺予防の効果を上げたいと考えております。

48番目の雄物川地域局（雄川荘について）であります。

本年4月にオープンしました「雄川荘」は、風光明媚な立地条件のよさから近隣市町村はもとより、青森県や宮城県、秋田市などから大勢に入館客でにぎわいを見せており大変好評を博しております。特に、10月のまつたけまつり期間中はまつたけ料理を提供したこともあり11月末現在では、施設の延べ利用目標人員1万1,270人を大きく上回る1万6,400の方が利用されている状況にあり、今後も引き続き入館者の増加とリピーター客の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に49番目、大森地域局（健康の丘おおもりの充実について）であります。

高齢者等保健福祉センターを核に、保健・福祉・医療の地域包括ケアを掲げて、市立大森病院、老人保健施設「老健おおもり」、特別養護老人ホーム白寿園、居宅支援センター「森の家」の諸施設で構成する「健康の丘おおもり」は、これらの施設に加え、隣接地には秋田県南部老人福祉総合エリアやグループホーム「はるかぜ」を擁し、地域住民の福祉と健康の維持増進に大きな役割を果たしております。

新横手市が誕生し、新市の健康福祉交流ゾーンに位置づけられたこれらの環境をさらに充実させ、また、職員のさらなるレベルアップを図るとともに、施設の外部評価制度を導入するなど、ソフト面での強化を推し進め、市民に愛される保健・福祉・医療の拠点構築に鋭意努力してまいります。

次に50番目、十文字地域局（道の駅「十文字」建設事業について）であります。

十文字町字海道下地内に進めております道の駅「十文字」建設事業につきましては、地場産品の販売やイベントなどによるにぎわいを創出するとともに、地域住民の利便性を高めるための地域振興施設、道路利用者の休憩を目的としたいやしの施設、地域内連携や近隣市町村との連携を高めることを目的とした施設、道路利用者や住民に対し必要な情報を提供・発信する施設、大きな地震などによる災害時の防災拠点機能を果たす施設の5つを計画理念として、一体的に整備しようとするものであります。

そのため、全市一体で取り組む事業として、総務企画部・財務部・産業経済部・建設部・十文字地域局で推進会議を立ち上げ、平成19年9月のオープンに向けて具体的作業に取り組んでいるところであります。

51番目の山内地域局（鶴ヶ池公園「飛翔の噴水」について）であります。

山内地域の観光の拠点となっている鶴ヶ池公園の池に、この秋、「飛翔の噴水」が完成しました。

噴水は、静かな山間の池に鶴が舞い降りたかのように、動きのあるアーチ噴水で、高さは最高20メートルまで達します。

夜には、その鶴の飛翔の姿がライトアップされ、カラーLED照明によって色とりどりに変化することから、鶴ヶ池荘を訪れる宿泊客、入浴客に大変好評を得ております。

鶴ヶ池公園には、年間約19万人の入り込み客がある「鶴ヶ池荘」のほか、山菜やきのこなどを販売する産直施設の「山菜恵ちゃん」がありますが、新たな公園のシンボルとして、期待しているところであります。

52番目の大雄地域局（「緑花親励の里づくり」について）であります。

大雄地域では、地域の立地条件を生かした低コスト型の農業生産の取り組みと併せ、「緑花親励の里づくり」を合言葉に、住環境の整備と人情に厚いまちづくりを進めてまいりました。

県道バイパスに面した約2.1ヘクタールの「たいゆう緑花園（花畑）」は、転作田を団地化して夏秋の草花35万本を植えているもので、来園者も年々増加しております。田園地帯の新しい観光開発のモデルケースとして、今後もより一層の充実を図ってまいります。

53番目の補正予算についてであります。

今議会にお願いしております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成17年度の新市予算の基本となりました旧市町村からの持ち寄り額の精査、本庁と地域局との予算の調整、職員の配置に伴う人件費の組み替えなどを中心とした内容になっております。

一般会計の補正額は2億5,000万9,000円の減額で、補正後の予算総額は328億18万5,000円であります。

その主なものを申し上げますと、総合計画策定事業に240万1,000円、男女共同参画社会推進事業に274万3,000円、施設名称等表示変更事業に2,083万2,000円、地域産品マーケティング推進準備事業に200万円、まちづくり交付金事業（醍醐住宅団地建設事業）に5,000万円、雄物川地域体育館管理費に373万9,000円、学校給食管理システム導入事業に917万7,000円、旧市町村借入金返済金にマイナスの1億9,566万5,000円などであります。

おわりに、今議会に提案しております案件は、人事案件1件、専決承認3件、諮問案件4件、条例の一部改正等議案25件、横手市一般会計補正予算など補正関連議案23件の合計56件であります。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます、所信説明といたします。

大変長時間ありがとうございました。

諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を

省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 諮問第1号でございますが、人権擁護委員の候補者の推薦について説明をいたしたいと思います。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、平成18年3月末日をもって任期が満了いたします人権擁護委員に、内藤義明氏を推薦いたしたく議会の意見を求めようとするものでございます。

内藤氏は、大森町袴形出身の66歳、旧大森町役場を退職された後、旧大森町社会福祉協議会常任理事、秋田県南部老人福祉総合エリア苦情処理委員等を歴任され、平成15年4月から旧大森町人権擁護委員を務めておられます。

以上であります。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第6、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第2号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は委員会の付託を省略することに決



定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 諮問第2号につきましても、前諮問案と同様でございますが、平成18年3月末日をもって任期が満了いたします人権擁護委員に、信太耕三氏を推薦いたしたく議会の意見を求めようとするものであります。

信太氏は、十文字町睦合出身の67歳、旧十文字町睦合農業協同組合職員を長く務められ、平成9年1月から旧十文字町人権擁護委員を務めておられます。

以上であります。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第7、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第3号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 諮問第3号につきましても、前の諮問案と同様でございますが、平成18年3月末日をもって任期が満了いたします人権擁護委員に、高橋ミヨノ氏を推薦いたしたく議会の意見を求めよう

とするものであります。

高橋氏は、十文字町植田出身の69歳、旧十文字町植田農業協同組合職員、十文字町農業協同組合職員を務められ、平成12年2月から旧十文字町人権擁護委員を務めておられます。

以上であります。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

諮問第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第8、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第4号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 諮問第4号につきましても、前の諮問案と同様でございますが、平成18年3月末日をもって任期が満了いたします人権擁護委員に、堀田厚氏を推薦いたしたく議会の意見を求めようとするものでございます。

堀田氏は、十文字町十五野新田出身の62歳、旧十文字町農業協同組合及び秋田ふるさと農業協同組合女性部三重福祉部長などを歴任され、平成12年2月から旧十文字町人権擁護委員を務めておられます。

以上であります。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

同意第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第9、同意第14号助役の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第14号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、同意第14号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 同意第14号であります。助役の選任についてご説明をいたしたいと思っております。

横手市助役に石川耿一氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めようとするものでございます。

石川氏は、湯沢市出身、横手市大澤在住の58歳、阿桜酒造株式会社代表取締役を務めるかたわら、横手成年会議所理事長、横手商工会議所青年部幹事等を歴任され、平成13年6月から平成17年9月まで旧横手市収入役を務めております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。

質疑ありませんか。6番柿崎孝一議員。

6番（柿崎孝一議員） 本案についてお伺いいたします。

石川耿一氏を助役に選任しようとするものであります。石川氏は、経歴を見ますと旧収入役ということになります。収入役よりも助役が適任だというお考えだと思いますけれども、まず、どのような理

由で助役の方が適任と判断されたのかお伺いいたします。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 石川氏は、経歴にもありますとおり、もとより行政経験のある方ではございません。民間にありまして会社経営のかたわら、まちづくり活動に多大な実績のある方でありまして、その実績は私もよく存じ上げているところでございます。

収入役をお願いしました経緯につきましては、私の片腕としてぜひ旧横手市時代でありますけれども、頑張っていたいきいという思いでありましたが、行政経験がそれほど多くないということもございまして、率直に申し上げまして、収入役ということで、助役とはまたちょっと違った立場で私の補佐役をお願いした次第であります。4年間にわたる収入役としての勤務の中で、行政経験も相当積まれまして、私の補佐役として最適格であるという判断をその仕事ぶりから判断したところであります。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから同意第14号を起立により採決いたします。

本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、同意第14号はこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時20分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中敏雄 議長 助役より発言を求められておりますので、これを許可いたします。助役。

石川耿一 助役 このたびは、皆様にご同意をいただきまして、まことにありがとうございます。石川でございます。

合併いたしました意味をしっかりと頭に入れながら、議員の皆様を初め、市民各位のお話にしっかりと耳を傾けながら、職員と一丸となって頑張っていきたいというふうに思いますので、今後ともご指導

のほどよろしくお願いします。

以上です。（拍手）

承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第10、承認第13号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第13号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第13号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました承認第13号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、横手市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例外3件につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により議会の承認を得ようとするものであります。

議案の3ページをお開き願いたいと思っております。

今回専決処分いたしました4本の条例につきましては、本来は新市発足時に必要なものでありまして、事務的な処理の手違いによりまして今回平成17年11月18日に専決処分をし、適用を10月1日からとするものであります。事務処理に落ち度ございましたことについてはおわび申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

3ページの市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例であります。これは市長職務執行者の給与及び旅費について、横手市特別職の職員の常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定の市長の例によることを定めたものであります。

先ほど申し上げましたが、附則では、公布の日から施行して、適用を平成17年10月1日からというふうに定めております。

続きまして、4ページの横手市大森町指定通所介護事業所設置条例であります。これにつきましては、健康の丘にあります事業所であります。

条例施行前日までの分につきましては、この条例の相当規定によりなされたものとみなすことを経過措置で規定しております。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思っております。

横手市大森温泉自動分譲施設設置条例であります。

これは大森町の健康温泉の市道側にある温泉スタンドの設置の条例であります。

これにつきましても、前の条例と同様に経過措置で、条例の施行の日の前日までになされた処分手続等につきましては、この条例の相当規定によりなされたものというふうな経過措置を定めております。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。

横手市行財政改革推進委員会設置条例であります。

これにつきましては、行財政改革推進委員会の委員の人数を16人以内というふうに定めております。

この委員会は、市長の諮問に応じまして行財政改革大綱の策定や、さまざまな意見を述べるというふうな役割でありまして、諮問機関として設置するものであります。

附則では、公布の日から施行して、平成17年10月1日から適用する旨を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第13号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第13号は承認することに決定いたしました。

承認第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第11、承認第14号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第14号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第14号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました承認第14号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

恐れ入ります、11ページをごらんいただきたいと存じます。

本案は、横手市平鹿町にあります下鍋倉保育所駐車場地内で、同地内にあります消防ホース乾燥柱に乾燥しておりました消防ホースが強風のためにあおられまして、駐車中の保育所職員の車を損傷させたことに伴いまして、その賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、第3項の規定により、本議会の承認を得ようとするものであります。

事故の発生日時は、平成17年11月8日、午後4時ごろであります。下鍋倉保育所駐車場地内で、消防ホース乾燥中に乾燥しておりましたホースの連結金具が風にあおられまして職員の車のフロントガラス、ボディを損傷させました。賠償の額を19万6,938円と専決処分いたしました。

これにつきましては、保険から給付されるもので措置をしていきたいということでありますので、よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。

質疑ありませんか。16番齋藤光司議員。

16番（齋藤光司議員） これはこれで保険で出入りはいいんですけれども、私はこの下鍋倉保育所は民間となっていると、民有地の消防の公的な施設が消防ホースが建っている。こういうところが、これ以降あるのかないのか、こういうところが、この後やらないことが非常に大事だと思うので、この後の措置をどうするつもりなのか、その調査から何からしたのかどうか、そういうこともお聞きしたいと思います。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 同様のケースがあるかどうか詳細に調査はしておりませんが、いずれこのようなことがないように全体に通知をしまして調査をいたしまして、事故防止に努めるように徹底したいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかにございませんか。6番柿崎孝一議員。

6番（柿崎孝一議員） 第179条第1項に基づきとありましたけれども、今本会議定例会をやられておるわけですが、定例会まで賠償するというのを待てなかったのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 これは通勤に使われている車でありまして、至急修理をして進めなければならないということで、財源につきましても保険給付の中で賄えるということもありましたので、車の修理の方、相手方の方に目を向けまして、できるだけ速やかに修理して通勤に使えるようにしようとして専決処分をいたしました。よろしく願います。

田中敏雄 議長 ほかに。6番柿崎孝一議員。

6番（柿崎孝一議員） 私も消防団の一人でありますけれども、普通、ホースを乾燥すればつなぐのは当然の義務といいますが、そういう指導を受けております。この事故の概要を見ますと、恐らくつないでいなかったと思われまます。まず、場所が保育所ということで、もし子供たちにでもぶつかれば大変な

ことになったと思いますけれども、そういう不幸中の幸いといえますか、物損事故で済んだことはよかったですかと思いますが、この事故を踏まえまして、担当の職員やら各地の消防団について、こういう事故が発生したという連絡やら指導はあったのかどうかお伺いしたいと思います。

田中敏雄 議長 平鹿地域局次長。

高橋孝一郎 平鹿地域局次長 お答えいたします。

最初の、つないでいなかったのではないかということについてですが、つないでいたようですが、風が強くてほどけたというような状態になったようです。

子供さんがいるところと駐車場は別にありまして、駐車場の方には役場の消防ポンプを置くところとホースをかけるところが別にある。そして、その駐車場が幼稚園の敷地になっておりますので、そこに幼稚園の車をとめていたということです。それがあったということで、役場の担当の方では各部の方に電話、ファクス等で連絡したということです。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第14号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第14号は承認することに決定いたしました。

承認第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第12、承認第15号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第15号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第15号については委員会の付託を省略することに決定いたします。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 承認第15号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

法律上、その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の規定により専決処分し



ましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

13ページをお開き願いたいと思います。

その内容は、平成17年10月30日曜日の午後、岩手県花巻市のホテル花巻構内で発生しました交通事故について損害賠償額を定めたものでございます。

事故の概要は、横手地域局地域振興課の運転士がホテル正面玄関に市のバスをバックで移動させようとしたところ、後方不注意により駐車していたホテル所有の乗用車に接触し破損させたものでございます。

損害賠償額は14万711円で、被害者が所有しております乗用車の修理代相当額でございます。

なお、事故車両については、市において市有物件災害共済会の保険より補てんするものでございます。

以上を報告しまして、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。

質疑ありませんか。25番石山米男議員。

25番（石山米男議員） 1つだけですけれども、最初の賠償額の専決処分書の説明者と今回の説明者は違うわけでありまして、同一案件、内容であるとするれば、統一性を考えるとすれば、前の説明者が説明すべき内容だと思えますけれども、あえて違うというのは何か内容がそういうものによって差があるのでしょうか。その件についてお伺いします。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 事案の所管する担当部長が説明申し上げましたので、よろしくようお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑。16番齋藤光司議員。

16番（齋藤光司議員） 前回の全員協議会の中で市長の公用車、スピード違反で捕まったということで市長が謝られた。そういう部分の中で、今回についても100%当地域局の運転士の過失である、こういう状況の中で、例えば、民間であれば賞与等にこういうものが非常に査定としてちゃんとした形が出る、そういう部分が今、賞与関係にあるのかどうか、そのことについてお聞きいたします。

田中敏雄 議長 横手地域局次長。

奥清治 横手地域局次長 お答え申し上げます。

ショウヨウと申しますのは、商業用務という意味での商用ということでしょうか。

【「ボーナスですよ、ボーナス。賞与、期末手当」と呼ぶ者あり】

奥清治 横手地域局次長 失礼いたしました。

事故を起こした職員に対しての賞与が出るのか出ないのか、そういうことでございますか。

田中敏雄 議長 16番齋藤光司議員。

16番（齋藤光司議員） 質問の意味が伝わっていないようで、普通、民間であると、例えばこういう、勤務上でも自己責任において、やはり給与等にちゃんとした形の中で査定をされるわけです。だから、

こういう100%過失がある、運転士という職業の中で、今の冬のボーナスが100%出るようではおかしいでしょうということで今申し上げているんですけれども、そういう評価システムが当市にあるのかどうかということをお聞きしているのです。

田中敏雄 議長 横手地域局次長。

奥清治 横手地域局次長 大変失礼いたしました。

今回、事故を起こした職員は非常勤の職員でございます、賞与に関する査定はございません。ただ、公用車の運行管理教育上では、過失等の状況にもよりますけれども、損害を与えた場合には弁償していただく、そういう形になります。

以上でございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第15号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第15号は承認することに決定いたしました。

議会議案第5号の上程、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第13、議会議案第5号議会の委任による市長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第5号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第5号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたします。

議会議案第5号については、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第51号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第14、議案第51号横手市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第51号横手市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案の18ページをお開き願いたいと思います。

本案は、国家公務員の給与制度の改正に準じまして、議員の期末手当の支給割合を改正しようとするものであります。

19ページをごらんいただきたいと思います。

改正の内容であります。条例第6条第2項中、これは12月に支給する期末手当分でありましたが、現在「100分の170」とありますものを「100分の175」に改めようとするものであります。

なお、この条例は平成18年1月1日から施行するという内容でありますので、よろしく願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第52号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第15、議案第52号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第52号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、国家公務員の給与制度の改正に準じ、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を改

正しようとするものであります。

21ページをお開き願いたいと思います。

改正内容であります。これも先ほどの前の議案と同様、期末手当の12月支給分を改正しようとするものでありまして、現在「100分の170」とありますものを「100分の175」にしようとするものであります。

附則では、平成18年1月1日から施行する旨定めております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第53号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第16、議案第53号横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第53号横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、国家公務員の給与制度の改正に準じまして、教育長の期末手当の支給割合を改正しようとするものであります。

23ページをお開き願いたいと思います。

内容につきましては前と同じでありまして、12月支給の期末手当分を改正しようとするものであります。現在は「100分の170」を「100分の175」に改めようとするものであります。

平成18年1月1日施行と定めております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第54号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第17、議案第54号横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第54号横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、国家公務員の給与制度の改正に準じまして、一般職の職員の給与を改正するものであります。25ページをお開き願います。

改正の内容であります。第6条第3項中とありますが、これは配偶者の扶養手当であります。これを「1万3,500円」とありますものを「1万3,000円」に改めようとするものであります。

第16条第2項第1号中につきましては、勤勉手当について改正しようとするものでありまして、現在「100分の170」とありますものを「100分の72.5」に改めようとするものであります。

同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」とありますものは、再任用職員に対する手当でありまして、6月に支給する場合には「100分の35」、そして「、12月に支給する場合においては100分の40」を加える内容となっております。

別表で給料表を定めております。

附則では、この条例の施行月日を平成18年1月1日と定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。

質疑ありませんか。28番佐々木誠議員。

28番（佐々木誠議員） 勤勉手当についてお尋ねします。

予算書を見ると勤勉手当とありますけれども、勤勉手当という基準のあれがあるのですか、ないのですか。それとも、上司が適当に判断してやるものか、それをお尋ねしたいと思います。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 勤勉手当につきましては、その基準がございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第55号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第18、議案第55号過疎地域自立促進計画についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第55号過疎地域自立促進計画についてご説明申し上げます。

まず最初に、内容につきましては、別冊でお配りしております「過疎地域自立促進計画（平成17年度

～平成21年度）」をごらんいただきたいと思います。

まず、過疎地域自立促進計画であります。8市町村中、従来は5市町村で過疎指定がされておりました。今回合併いたしました結果、過疎法の第33条に市町村の廃置分合等があった場合の特例というのをごさいますて、新市全体がこのたび過疎地域ということになりました。

過疎地域自立促進計画につきましては、従来の横手市、大雄村、十文字町を除く5町村で既に平成17年3月議会で過疎地域自立促進計画を策定しております。今回の計画のベースは5町村の計画をベースにして策定いたしました。基本的には、5町村で盛られておりました事業等をベースに盛りまして、3市町村の分につきましては同じ項目にあるもので拾えるものをこの具体的な事業の中に盛り込んでいくというふうな状況であります。

では、資料に従いましてご説明申し上げます。

最初に、2ページをごらんいただきたいと思います。

2ページには、この地域の人口動向が書かれておまして、昭和55年には約12万人ありましたものが、平成12年には20年間で1万1,000人くらい人口が減少しているというふうな内容が記載されております。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと思います。

5ページには、個々の5年間の状況も記載されておまして、平成7年から平成12年までの間に3,596人減少しておまして、減少の率が加速的になっているというふうな状況がわかります。

7ページをごらんいただきたいと思います。

7ページの産業の構造のところですが、ここでは、ちょうど2行目からですが、昭和35年に第1次産業は63.3%ありましたが、平成12年には18%までに減少しているというふうな内容であります。一方、第2次産業、第3次産業については、その比率が上がっているというふうな内容になっております。

続きまして、15ページをごらんいただきたいと思います。

15ページには、自立促進の基本方針が書かれてあります。この基本方針は、新市建設計画の方針と同じでありまして、3つの基本理念、5つの基本的方向を記載しております。基本的には新市建設計画と同じような内容になっております。計画期間につきましては、平成21年度までということでありまして、合併が10月でしたのでちょうど4年半になりますけれども、今回の過疎の期間は5年間でありまして、合併が10月1日ということで、この計画書は実質的に4年半というふうな内容になっております。

続きまして、18ページをごらんいただきたいと思います。

18ページから21ページまでは産業振興に関する現況と問題点が書かれてあります。

この中で主なものを申し上げますが、まず農家戸数、農業就業人口などがかなり減ってきている。それから10アール当たりの生産農業所得も減少してきているというふうな中で、生産性を高めるためにほ場の大区画化や汎用化を進めていかなければならないという点があります。

林業の方では、安い外国産材に押されまして低迷が続いておまして、林業の就業者が不足している

という状態。一方で、林業の方は森林が持つ多面的機能をこれから発揮させていかなければならないというふうな内容が記載されております。

20ページには企業との関係が書いてありますが、まず地場産業につきましては、販路の面について課題が多いというふうな内容が書かれております。

それから企業誘致と企業との関係では、地元で就労の場を確保することが大切だというふうなことが書かれております。

商業活動は、大型店に押されているわけですが、消費者ニーズに対応した創意工夫あふれる商業活動が必要であるというふうな内容が書かれております。

観光、レクリエーションでは、伝統行事、お祭りなどのほかに特産品や名物の売り込みなどを積極的に展開しなければならないというふうな現況が書かれておりまして、次の22ページからその対策が書かれております。

農業につきまして申し上げますが、経営体育成対策を進めるということ、戦略的農作物の産地拡大対策を進めるということ、最近の時代に合わせまして安全性を重視した農業に取り組むということ、ブランド化や販売戦略、要するに販売面の強化をしていくというふうなことが記載されております。

地場産業におきましては、いいものはあるということから、宣伝活動を一生懸命やっていく、販売拡大に取り組んでいくというふうなことが書かれております。

工業面では、雇用の場の創出のために、地元資源を活用したベンチャー企業や、そういう方々を応援するような方法、あるいはIT関係の企業を支援していくというふうな内容が書かれております。

商業面では、地域密着型の商店を振興していかなければならない。人の住むところにお店がないというふうな状況が見られてきていますので、そういうふうなことに対応するように、地域密着型の商店を振興していかなければならないというふうなことが書かれております。

観光面は、地域内にある観光資源につきまして、あるいは我々によって日常的なものにつきましても、うまく組み合わせながら観光に結びつけていかなければならないというふうなことが書かれております。

続きまして、31ページをごらんいただきたいと思っております。

31ページからは交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進について書かれております。

まず、道路につきましては、市道の総延長が2,000キロを超えまして、ちょうど北海道から九州までの距離の市道があるというふうなことであります。この中で課題は、これから迎えます冬に皆さんが心配されます除雪の充実が課題である。それから未改良部分とかバリアフリー化についても取り組む必要があるということが書かれております。

32ページをごらんいただきたいと思っております。

32ページに公共交通としては、生活バス路線や新幹線の大曲延伸などに取り組まなければならないというふうなことが書かれております。

情報通信のところでは、携帯電話の不感地域の解消に努めなければならないということや地域イント

ラネットで公共施設の予約など市民性かの利便性を向上させるべきだということが書かれております。

地域間交流につきましては、8市町村でそれぞれさまざまなところとの交流が取り組まれておりましたので、それらをさらに充実させていかなければならないというふうな内容です。

33ページの対策のところではありますが、道路につきましては、主要市道の整備、生活道路の整備を進めていくということ、効率的な道路除雪を推進していくというふうなことが記載されております。

情報通信の面では、携帯電話の不感地域の解消に向けた取り組みや、高速インターネットが利用できる地域を拡大すべきだということ、それから市役所側ではありますが、電子自治体の構築あるいは防災行政無線の整備などを進めていくというふうなことが書かれてあります。

続きまして、43ページをごらんいただきたいと思います。

43ページには生活環境の整備について記載してあります。ここでは、上水道、下水道の整備、さらに廃棄物処理対策、消防・防災体制、治山治水、定住対策、交通安全対策等についてそれぞれ課題が掲げられております。

45ページのところをごらんいただきたいのですが、上水道につきましては、上水道事業計画を早目に定めまして、水の安定供給と未給水地域の解消に努めるという取り組みをするということでもあります。

下水道につきましては、下水道の整備もさることながら、加入の促進を図るというふうな内容であります。

廃棄物処理対策につきましては、資源循環型のまちづくり、ごみゼロ社会の実現と併せましてごみ処理施設、し尿処理施設について現在の施設が老朽化してきているということから、早期に新しいごみ処理施設、し尿処理施設の設置を検討しなければならないということです。それから、地球温暖化が叫ばれてかなりなりますけれども、新エネルギーを導入して、できるだけ環境に優しいまちづくりをしようというふうなことが定められております。

消防・防災体制の面では、地域消防団の活性化を図るということ。特に防災体制では、避難場所の確保や建物の耐震化あるいは人的な防災ネットワークの整備をして市民が安心して暮らせるまちづくりを目指そうということが書かれております。

続きまして、53ページをお開き願いたいと思います。

53ページには高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について書かれておりました。まず最初に高齢者福祉につきましては、昭和60年の高齢化比率が14.3%でありましたが、平成12年には26.3%になっているということで、非常に高齢化が加速してきているというふうな内容になっています。

児童福祉の方では逆でありまして、子供が物すごく少なくなっているというふうなこと。

次のページに移りまして、障害者福祉の面では、障害者福祉にいろいろな取り組みがされておりますが、とにかく障害者が地域の一員として安心して生活できるような環境づくりを推進しなければならないというふうなことが書かれております。

その対策ではありますが、高齢者福祉では、施設などいろいろな整備が必要なわけですけれども、包括



的な在宅ケアの仕組みづくりをしていくということで、施設整備はもちろんであります、そのようなことが書かれてあります。

児童福祉、最近いろいろな事件が起きておりますけれども、この面では、家庭、学校、地域が一体で児童を育てていこうという意識を持って取り組んでいきたいと思いますというふうな内容が書かれてあります。

障害者福祉の面では、ともに支え合う社会づくりのために、障害を持った人が社会の一員として一人一人が尊重されるような取り組みをしていきたいと思いますということであります。

58ページであります、58ページからは医療について書かれてあります。

保健予防対策は、生活習慣病の割合が高くなっているということ。そのために、若いときから健康についての自己管理意識を持つべきだというふうなことが書かれてあります。

医療体制は、住民の皆さんが安心して良質な医療サービスを受けることができるように地域医療体制を整備していく必要があるということが書かれてあります。

その対策であります、59ページにありますように、先ほども申し上げましたが、健康に対する自己管理意識の啓発をこの後どんどんやっていこうということ、それから関係する施設も整備していきましょうということが書かれてあります。それから、保健・福祉・医療の連携について書かれてあります。

医療体制につきましては、まず医師などの医療従事者の確保に努めるということ、それから医療機関の連携強化と機能分担によりまして、住民の皆さんが安心できる医療サービスをしていこうということでもあります。

続きまして、63ページをごらんいただきたいと思います。

63ページからは教育の振興について書かれてあります。

学校教育であります、市内には小学校26校、中学校13校、市立の中学校は12校であります、県立が1校ありまして、中学校13校があります。その中で、先ほども申し上げましたが、学校、家庭、地域、子供を育てるとほぼ同じであります、緊密な連携をとって児童・生徒を育てていこうというふうなことであります。その中で、この項では、「自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育成する必要がある」ということが書かれてあります。

生涯学習は、住民の皆さんの学習ニーズが多様化しておりますので、それらに対応していこうということでもあります。

社会体育につきましては、住民の皆さんの健康とも密接な関係があるわけではありますが、生涯スポーツ、日常的に親しめるスポーツ、もう一つは、平成19年の国体もありますので、競技スポーツにも力を入れていこうということでもあります。

その対策であります、特に校舎の改築とか大規模改修などをやっていかなければならないということ、それから給食センターの整備もしていく。給食センターにつきましては、食材を地産地消で賄えるように、より推進していくというふうな内容であります。

生涯学習の面では、各種のボランティアの養成、男女共同参画の意識の醸成などにつきまして積極的に取り組んでいこうというふうなものがあります。

社会体育面では、生涯スポーツと競技スポーツの充実ということであります。

続きまして、71ページをごらんいただきたいと思います。

71ページには、地域文化の振興等について記載されてあります。この項では、先人が築いてきました文化遺産、郷土の歴史・文化を正しく理解して後世に保護・継承をしていきたいと思いますというふうなことで、そのために保存会、研究グループの育成、あるいは支援活動をやりたいというふうな内容が書かれてあります。

続きまして、73ページをごらんいただきたいと思います。

集落の整備というところではありますが、ここでは、市町村合併によりまして中心部だけが、中心部というのは旧横手市の市街地のあたりを指すと思いますが、中心部だけがよくなって、周辺地域がさびれていくのではないかという不安を住民の皆さんが持っているので、そのためにバランスのとれた施策を打っていかねばいけない。現在ある集落を維持するための施策など、バランスのとれた施策を打っていかねばならないというふうな内容を記載されてあります。

75ページをごらんいただきたいと思います。

最後の項ではありますが、ここでは、新市の一体性を早く確立する取り組みをすべきだということで、地域のイベントや文化活動、地域自治活動などがしやすい環境づくりを積極的に進めなければならないというふうな内容で記載されております。

表などには、それぞれ事業が書かれてありますが、基本的に先ほども申し上げましたが、地域としては全域のものを拾い上げております。ただ、この表を見るだけでは、例えば、どここの地域がないのではないかと、そういうふうになかなかわかりにくい状態になっていますけれども、基本的に全域のものを取り上げておりますので、よろしくお願い申し上げます。

説明を終わりますが、よろしく決定いただきますようお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。

質疑ありませんか。16番齋藤光司議員。

16番（齋藤光司議員） 全域のもの、今最後に部長さんがおっしゃった全域のものを取り上げているのだからということもありましたけれども、市長の所信説明にあった雄水苑に30床、白寿園に20床増床する、高齢福祉についてですが、市長からそういう説明がありました。そしてまた、今回のこの即新計画56ページ、これにおいて白寿園のことが載っているわけです。ところが、雄水苑のことが載っていない。地域バランスとか何かではなくて、増床も白寿園が20床、雄水苑が30床だから、載っていて当然だという思いがあるのですよ、私は。だから、そういう中でそこらあたりはどうなっているかを聞かないと、余りにもこの表が信頼性において欠けるものになっているのではないかと。ただ、こういうふうな膨大な拾い集めの中で肝心なところが抜けているものもあるのではないかと。ということですけれども、これ

はどうか。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 この計画策定期間とも絡むのですけれども、最終的に詰めの部分で、議員がおっしゃるとおりに、今見まして、まずかったなというふうなものが若干ありますけれども、雄水苑と白寿園は合併協議の段階でも増床について両方が一緒に要望しておりまして、どちらがどうなるかというのが余りわからないような状況で進めておりました。この計画そのものが、その時期から策定作業に入っておりまして、情報を集めたりして整理しておりましたので、恐らくそういう中で取り落としをしたのではないかというふうに思われます。

この点につきましては、詳細に調べまして、実質雄水苑も白寿園も増床することに、もうそういう方向で進んでいますので、結果としてはこの計画にあるなしにかかわらずに両方の増床を進めていくという方向で進めていますので、この辺のところは詳細に調べまして、後でご報告したいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。19番堀田賢逸議員。

19番（堀田賢逸議員） 19ページですけれども、病害虫から作物を守るという項目がありますけれども、耕作放棄地などが現在いろいろあちらこちらに見られるようですけれども、そこら辺に対してどのような取り組みをしているのか、それを1点教えてもらいたいと思います。

田中敏雄 議長 産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 耕作放棄地の件が出されましたけれども、やはり中山間を中心に年々耕作放棄地が出てきている現況下にあります。これからできれば集落営農等々、あるいは地域の協業化等々を進めながらこの耕作放棄地を防止していきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ございませんか。12番土田祐輝議員。

12番（土田祐輝議員） この計画によりますと、概算見込みですけれども、平成17年から21年まで総事業量として534億円ほどかかる見込みになっております。しかしながら、横手市の新市の財政シミュレーションによりますと、総額で投資的経費が大体900億円、そういうことから考えますと、この事業以外に5年間は仕事はできないというふうな感じにとらえます。まして、これは過疎で指定された旧町村だけに限った、そこに主眼をおいた、重点を置いた事業だと思っておりますので、あくまでこのとおり実行されるのかどうか、計画だけで済むのかどうか、そこを調べて……。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 これは過疎債で事業をしていけるような内容のものを盛り込んでおります。過疎債そのものには、まず枠もありますので、534億円ここに上がっているから、これがすべてできるというものではありません。ただ、予算は単年度主義ですので、単年度単年度で議員の皆さんからご決定いただいて執行していくわけですけれども、今これをやるべきだというときに、この計画に盛り込ま

れていないために過疎債が活用できないということにならないように注意して作成したものでありますので、540億円はこれがすべてこの過疎自立促進計画の中で実施できるというふうには考えておりませんが、必要なものはこの中に盛り込んでおりまして、その単年度単年度の予算のときにご決定いただいて、これに盛り込まれていないからできないというふうなことになるように計画を作成したものでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。32番赤川堅一郎議員。

32番(赤川堅一郎議員) 大変な計画のようであります。いろいろ説明を聞いたわけでございますが、この過疎自立計画と新市の建設計画、さらにはこれから計画される総合計画の関係、どういうふうに進められるのか。また、一見しただけで大分地域的なバランスや、あるいは過疎に対する事業の適正化というふうなものが我々は初めて見たわけでございますから、判断ができない部分はあるわけです。そういうふうな意味で、この計画そのものは平成21年までの間に見直しができるのかどうか。それから、今、部長から、枠があるからというふうなことがありました。532億円でございますが、これを見ますと、やはりこれまで指定されておらない3市町についてはほとんど盛られておらないような状況、関連のある部分は載っておりますけれども、基本的な部分については載っておらない、住民との関係のあるものについては載っておらないような状況でありますので、そこが枠とそういう3市町村の欠落との整合性をどういうふうに図っていかれるのか、その3点についてお伺ひいたします。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 過疎計画は過疎債を念頭に起きまして策定しました。新市建設計画は、合併特例債などを念頭に置きながら策定いたしました。いずれもとらえ方としては、新市の基本構想あるいは基本計画が最も上位にありますので、新市のまちづくりは基本構想、基本計画に基づいて進めようということで、それを進めるに当たって、合併特例債が活用できるものは新市建設計画に盛られている。過疎債が活用できるものは過疎計画の方に盛られているというふうなとらえ方をさせていただければよろしいかというふうに思います。

それから、現在534億円ありますけれども、地域別に見ますと、やはり過疎地域がかなり多いわけですが、例えば、この534億円の中に横手市の地域で展開するものが約46億円、十文字町で展開するものが15億円、大雄地域で展開するものが1億3,000万円ほどがこの中に盛られておりますので、一応同じような項目があるものはすべて8市町村分がこの計画の中には盛られているということですので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。31番柿崎実議員。

31番(柿崎実議員) 今の赤川議員と関連するわけでありまして、今の部長もわからないわけはないので、それなりに理解をいたしましたけれども、先ほどの説明ですと、合併協議の開催中に新市建設計画をつくった。並行して過疎地域自立促進計画もつくったのだというようなお話もあったわけであり

まずけれども、これとリンクしなければいけないのではないかと考えております。というのは、この法律の第6条の中に、促進計画のベースになるのは、基本構想に適合するようにしなければならないというふうな、基本構想に適合するよう定めなければならないというふうにあるわけですね。ところが、新市の基本構想というのはまだ定まっておらないわけでありまして、これは市長の所信説明にありますように、この後、来年の12月議会においてまで作業を進めるとなっていますから、当面は新市の建設計画がベースになって、これとリンクをして過疎計画が立てられなければならないと私は思っているのです。そうしますと、少なくとも合併協議の中で議論をし、作成をされました建設計画に盛り込まれている事業は、おおむねこの計画に盛り込まれておらなければならないのではないかなというふうに思っているのです。その点精査をしますと、今、部長は、横手市に関連するのは47億円ぐらいありますよと言いましたけれども、個別で見るとそういうふうに見当たらないわけなのです。したがって、その辺、その内容を細かくということになりますと大変でしょうから、そこまでは求めませんけれども、今、赤川議員も質問しておりましたが、見直しがあるのかという点であります。当面はベースになるのは、合併時に協議をした新市建設計画でありまして、この後、基本計画が来年の12月までの間に作業として進められるということでもありますから、その基本計画が新市の基本構想が定まった段階では、この基本構想をベースにしてもう一回見直しがあるのではないかと私は思うのです。したがって、赤川議員が見直しはあるのかということをお聞きしましたけれども、それに対して答弁がございませんので、私は当然あるのではないかと考えておりますけれども、その辺のところをお聞きしておきたいと思っております。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 大変失礼しました。

見直しは可能であります。先ほど、基本構想との関係がありましたけれども、基本構想は現在できておりませんので、基本構想そのものは合併協議会にも申し上げましたが、新市建設計画をみんなで相談した、それを基本構想のもとにして検討しましょうということも話しておりますので、そういう方向で、さらに新しいものが必要だとすれば、それにつけ加えながら構想を策定していくということになります。

現在の過疎計画は、柿崎議員がおっしゃるように、新市建設計画をベースにして策定いたしました。両方で並行して走っておりました。当初は3月でしたので、その3月の時点で議決して、平成17年の春からこの過疎計画を進めていかなければならないというふうなことで準備しておりまして、ちょうど並行して走っておりましたので、ただ、この過疎計画に盛り込まれている分につきましては、先ほども申し上げましたが、全体を盛るということではなくて、過疎計画の財源確保などを念頭に置きながら事業の量は盛り込んでおる。ただ、文章で書かれている部分につきましては、ほぼ建設計画の内容と重ね合わせるような形で計画策定しておりますが、その数字の部分につきましてはあくまでも過疎債を使えるような形の部分の事業について重点的に盛り込んでおりますので、基本的に既に過疎計画を持っておりました5町村で実施しておりましたその項目に倣うものについて3市町村の分は盛り込んだということであ

りますので、よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第56号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第19、議案第56号横手市定住促進住宅条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

佐藤賢一 建設部長 ただいま議題となりました議案第56号についてご説明を申し上げます。

これは、新たに山内に市の定住促進住宅及び共同集会施設を建設したことに伴って条例を定めようとするものであります。

条例の内容でありますけれども、32ページをごらんいただきたいと思います。

第1条では趣旨を、第2条では設置について、別表第1に南相野々住宅20戸、集会所1戸を定めようとするものであります。

第3条では管理を、第4条では家賃について、別表第2のとおり4万9,000円と集合棟2万9,000円ということで定めようとするものであります。

附則については、施行月日を定めております。

なお、別表については、次の34ページに記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上でご説明を申し上げます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。

質疑ありませんか。2番土田百合子議員。

2番（土田百合子議員） このたびの住宅法の一部の改正によりまして、このたび子育て世帯の入居収入基準を大幅に緩和されたということは大変にうれしく思っております。また、精神障害者の単身での入居が可能、また来年の2月から執行されることになりましたけれども、収入基準を超過している入居者の加賃引き上げ策も同時に決定されておりますけれども、本市の場合、現在そういう方々がどれだけ対象となるのか、また国においては最長5年にかけて民間住宅並みに加賃を段階的に引き上げる措置をとられているというふうに向っておりますけれども、今後の公営住宅運営についてお伺いしたいと思います。

条例などこれから改正されると思いますけれども、入居する場合の保証人が2名ということで、非常に大変今苦勞している現状がございますけれども、そのことについては検討されているのかどうかお伺いしたいと思います。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 お答えを申し上げたいと思いますが、収入超過にかかわっては、今のこの条例とは直接かかわらないお話になろうかと思いますが、今のお話では、現在管理をされている住宅の収入超過者についての対応というふうに受け取ったわけでありませう。

実は、公営住宅法に基づく住宅の場合は、定められた収入を超過された場合は、基本的にはそれを退去しなければいけない、明け渡しをしなければいけないという法律になっているわけでありませう。しかしながら、なかなか簡単に退去できないという事情もあって、その場合は超過額をいただくというふうになっているわけでありませう。それについて昨今の国では、より低所得者について多くの方々をぜひ公営住宅に入れるような状況をつくっていかうということ、そういう収入超過者については、法律どおり厳しく退去、明け渡しするような方策を講じていかなければいけないというのが現在の国の考えで進んでいるようでありませう。

我が市においては、収入超過者がどのくらいあるのかというのは手元に資料がないわけでありませうけれども、横手市においても収入超過者については、その都度法律に基づいた措置に協力するようということ、通知をし、お願いをしているところでありませうので、その点については今後とも国の動向等々を見ながら対応していかなければいけないのかなというふうに思っているところでありませう。

それから保証人の件でありませうけれども、保証人については、現在2人保証人をお願いしているわけでありませう。この定住促進住宅についても、公営住宅法に基づく住宅に準ずるということ、現在のところで保証人を2名というふうに考えてございませうので、ご理解をいただきたいと思ひませう。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ございませうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めませう。

本案は産業建設常任委員会に付託いたしましませう。

議案第57号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第20、議案第57号横手市大森町中心部活性化施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたしましませう。

説明を求めませう。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第57号横手市大森町中心部活性化施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、現在ありませう条例を改正いたしましませうして、指定管理者制度による管理をできるようにしようとするものでありませうので、よろしくお願ひ申し上げます。

内容についてご説明申し上げますので、36ページをござんいただきたいと思ひませう。

36ページに、指定管理者制度を導入するために3つの条文が現在の条例に加えるというふうな内容でありませう。

1つは、ちょうど真ん中ほどにあります。指定管理者による管理、これは指定管理者による管理を行わせることができるという内容の条文、第8条の部分であります。

第9条では、指定管理者の業務を定めております。

第10条では、指定管理者の管理基準について定めております。

現在、この施設は管理委託しているわけでありまして、将来的に指定管理者制度による管理を目指そうとするものでありまして、この条例は、施行期日は平成18年1月1日から施行するというふうな内容であります。よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。

質疑ありませんか。31番柿崎実議員。

31番（柿崎実議員） この議案に限らず、この後、指定管理者制度を導入する条例の改正が幾つかあるわけでありまして、すべて共通しているわけでありまして、共通的な部分でお伺いしておきたいと思いますが、今、部長の説明ですと、指定管理者制度を導入できるようにするために今条例を改正するというふうな今の説明であったというふうに思いますが、これは条例を改正しておいて、後に指定管理者制度に関する関連する条例をきちっと定めて、その条例が定まった後にこれを施行するという、施行期日は平成18年1月になっておりますけれども、現在の段階で今の条例の管理委託を指定管理者に委任をできるという改正をしておいて、したがって、この第8条も行わせることができるという規定になっておるわけでありまして、こういうふうに改正しておいて、後に指定管理者制度の導入に関連する条例というものが出されるのかどうかという点についてお伺いしておきたいと思ひます。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 今回は今、柿崎議員おっしゃいましたとおり、指定管理者を指定して管理をしていただくようにできるように条例を改正しようとするものであります。この後、この条例に基づきまして指定管理者を選定して、指定管理者の指定につきましては議会の議決を得なければなりませんし、予算関係につきましても議会の議決を得なければなりませんので、この後、それらの手続を進めまして、実際に指定管理者を置いていくというときには、さらにこの条例に基づきまして作業を進めまして、議会の議決を得ながら管理者を指定していくというふうな内容であります。よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに。25番石山米男議員。

25番（石山米男議員） 指定管理者の管理というのは、この辺で大体新しい試み、歴史的には長いものではありません。したがって、いざ4月からやろうとしても、それをやれる資格を取ることにはできるかもわかりませんが、やれる業者が果たしてどれくらい発生するのか、今のところわからないわけあります。そうしますと、経験のある秋田や、それの方からどんどん来られるということも懸念されますので、やはりこれから時間のある限り、この地域の皆さんにこの制度と内容等についてもっと説明をしながら、この地域の皆さんがそれに参画できるように、しかも、優先して参画できるように、そういう配慮をお願いしたいというふうに思っているところであります。やがてこれが内容によりまして、今の



ところごくわずかでありますけれども、第三セクターを含めてこの辺でこういう公共施設の委託についてはかなりあると思いますから、ひとつその試金石にもなると思いますので、そういう意味でこの地域の皆さんはもっともっと育てていける時間をとって十分な指定をお願いしたいというふうに思います。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 指定管理者の選定に当たりましては、今、石山議員おっしゃられましたことも選定作業の中で十分議論していただきまして進めたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに。31番柿崎実議員。

31番（柿崎実議員） 大変くどいようで申しわけありません。私の理解不足なのかどうか、改めてお伺いしたいと思います。条例は1月1日に施行日を定めておるけれども、実質に指定管理者制度を導入して、現在の委託者から管理者を指定するという作業は、この後、指定の手続に関する条例をきちんと定めた後に施行するというふうに理解してよろしいのでしょうか。したがって、その手続条例が定められるまでの間は、施行日は1月1日になっておるけれども、それまでの間は従来どおりの管理委託というふうになるというふうに私は理解しておりますけれども、そうではないですか。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 まず、指定管理者の指定の手続に関する条例は10月1日に専決処分しておりますので、その条例に従って手続は進めていきます。実際に指定する場合には議会の議決が必要ですので、具体的にこういう方を指定しますというのを議会の皆さんにお諮りして進めていくということになります。

今提案しました施設につきましては、この一部改正条例を議決していただきますと、1月1日以降に指定管理者を選定するための手続等を進めていくことが可能だということになりますので、何とぞよろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありますか。31番柿崎実議員。

31番（柿崎実議員） 失礼いたしました。そう言われれば、手続に関する条例を専決したような報告をいただいた記憶はございますけれども、しかし、仮にそうであったとしても、管理者を指定する場合には当然、原則公募ということになっているわけでありまして、指定する場合の指定委員会等の委員会を設けて審査をしてということになるわけでありまして、単純に現在委託をしている方にストレートに委任をするということには、法律上できないというふうに私は思うわけでありまして、したがって、一連の手続が必要だと思っておりますし、公募の方法とか、あるいは料金の設定とか、事業計画とか、そういったものは当然受任者から出されるはずでありますから、当然そういう手続を踏んでなければ施行日は1月1日であっても指定管理者を定めることはできないのではないかと考えているのです。そういう手続は今後あるだろうというふうに理解しておりますけれども、そういう理解でよろしいですか。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 まさにそのとおりであります。ですから、この条例を改正することによって、この施設の指定管理者制度の導入のための手続を進めることができるということであります。ですから、これから公募なり選定委員会なり、そういう手続は平成18年1月1日以降、この条例を決定していただきますと、この施設につきましては平成18年1月1日以降、そういう手続が可能になるということですので、この条例を決定すればもう、指定管理者を誰にするということではありませんので、今議員おっしゃられました手続を踏んで管理者を指定していくということになりますので、よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 31番柿崎実議員。

31番(柿崎実議員) よくわかりましたけれども、条例の第9条の第1項がちょっと気になるのです。使用の許可、取り消しはわかりますけれども、使用の制限、停止に関する業務となっていますけれども、使用を公共物を指定をされた管理者が使用を制限するか停止をするという行為は指定管理者の権限の範囲を超えているのではないかと私は思いますので、こういう点は適切ではないのではないかと思いますけれども、その見解をお聞きしておきたいと思います。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 指定管理者制度を導入して管理していただく施設には、それぞれの目的等がございますので、それらに反するもの等はこのような制限をしたり、あるいはやめていただいたり、そういうことをしなければならぬということになります。目的に沿った使い方をして、例えば、施設を指定管理者がほかの人たちに使用させることなどもありますので、そういう場合、目的に従った使用をしていただく人には停止も制限もないわけですが、こういう目的で使用しますということで使用しながら、実は別の方でだんだん使っていくということになりますと、制限したりそういうものはやめてくださいというふうに制限したり、あるいは使用を停止したりということになるかと思えます。ですから、この部分は市が制限したり停止したりするのではなくて、指定管理者が、例えば住民の皆さんが使う場合に、こういう目的で使うのはいいのですよということで指定管理者が許可した場合に、それが目的外に使われた場合に、指定管理者自身が制限したり使い方について制限したり停止したりするという内容のものでありますので、よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。31番柿崎実議員。

31番(柿崎実議員) 申しわけありませんが、そういうことだからそういう公共物の、管理を委任することありますから、委任をされた管理の範疇を超えて使用に制限を加えるといったことは、指定管理者の権限の範疇外でないのではないかと、もし制限をすれば、市長が制限をするか停止をするということになるのではないかと私は思うのです。使用の許可とか取り消しというのは指定管理者はできますけれども、制限とか停止というのは市長の権限に属するのではないかと考えているのですが、その点は、そういう理解ではないですか。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 管理委託をした場合はまさにそのとおりだと思いますけれども、その違いがまさに指定管理者制度であります。指定管理者にそういう管理委託をするというだけではなくて、協定を結んで管理者に、まさに市長に成り代わって管理をしていただくという制度でありますので、管理委託の場合と違う大きなところはこういう部分であります。

以上です。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ございませんか。33番小笠原恒男議員。

33番（小笠原恒男議員） 私は、石山議員に関連しての質問でございますけれども、この指定管理者制度というものは非常にこれから重要な問題でございますまして、一番のは、雇用創出、雇用の拡大につながるということだと思います。ですから、必ずしも他町村、他県から選ぶ必要はなく、行政で非常に密接にその団体と協議していかなければいけない問題がたくさんあると思います。そういう意味では、私は行政がそういう団体を育てることが一番必要だと思います。

例えば、大森町の中心に何か建物がありますよ。その管理だと思いますけれども、例えば、大森町にNPOをつくらせて、そこで行政とこういうふうにしてやるのですよというふうなことで、そういう指定管理団体をつくるのが一番大切な問題ではないか。そうやらないと、やはり石山議員がおっしゃったとおり、都市部からの、県外から、またこの地域外からの資本力のある団体が入札に参加してくる、そういうことが十分考えられるわけです。それを選ぶのもこの行政で議会ですけれども、その前に、私は行政側としてそういう団体を育てていく義務があるのではないかと考えます。そういうふうに行っている県が、例えば、広島県、四国の方にはたくさんあります。年間5億円を超している事業団もあります。それらはもちろん最初は県でつくった、県の行政が関与してつくった団体です、指定管理者の団体です。そういうものはありますので、私は一番は雇用拡大につながるということだと思いますので、何とかそこら辺のところは配慮してこの問題に取り組んでいってほしいと思います。

以上です。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 石山議員あるいは小笠原議員がおっしゃったことは全く同感でありまして、この条例が成立した暁には、そういう視点は十分に盛り込みながら検討しなければいけないことだというふうに思っております。

内容につきましては、管理条例でございますので、これをご承認した暁にぜひそういう形でやらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第58号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第21、議案第58号横手市山内ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第58号横手市山内ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、前に説明しました案件と同じでありまして、山内ふれあい交流センターの管理につきまして、指定管理者制度を導入できるようにしようとするものであります。

山内ふれあい交流センターと申しますのは、相野々駅にありますポッポ相野々のことであります。

39ページをお開き願います。

39ページには指定管理者制度導入に必要な3つの点を加えようとするものであります。1つは指定管理者による管理、1つは指定管理者の業務、もう一つは管理基準であります。

条例の施行日を平成18年1月1日といたしております。

よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第59号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第22、議案第59号横手市大森町生きがい創作館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第59号横手市大森町生きがい創作館設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましても、施設管理につきまして指定管理者制度を導入できるようにしようとするものでありまして、この施設は、県の南部シルバーエリアの中にある施設でございます。

42ページをごらんいただきたいと思います。

同じように、第4条では指定管理者による管理、第5条では指定管理者の業務、第6条では管理基準を定めようとするものであります。

施行期日は平成18年1月1日としております。

よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第60号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第23、議案第60号横手市増田休養施設「真人山荘」設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第60号横手市増田休養施設「真人山荘」設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましても、指定管理者制度を導入して管理ができるようにしようとするものであります。45ページをごらんいただきたいと思います。

必要な3つの項目を定めておまして、第8条では指定管理者による管理、第9条では指定管理者の業務、第10条では管理の基準を定めております。

施行期日は平成18年1月1日としております。

よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第61号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第24、議案第61号横手市十文字町健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第61号横手市十文字町健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案も、指定管理者制度を導入できるようにしようとするものであります。

この施設は憩寿園のそばにありまして、デイサービス、在宅介護支援、地域交流スペースなどを設けた施設であります。

48ページをごらんいただきたいと思います。

48ページには指定管理者制度導入に必要な3項目について条文を加えようとしております。第4条では指定管理者による管理、第5条では指定管理者の業務、第6条では管理の基準であります。

施行期日を平成18年1月1日と定めております。

よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第62号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第25、議案第62号横手市十文字共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第62号横手市十文字共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましても、指定管理者制度を導入できるようにしようとするものであります。

この施設は、中小企業の従業員の福祉増進や雇用安定のための施設で、商工会の隣にある建物ということでございます。

51ページをごらんいただきたいと思います。

指定管理者制度導入に必要な3項目について加えております。第4条では指定管理者による管理、第5条では指定管理者の業務、第6条では管理の基準を定めております。

施行期日を平成18年1月1日としております。

よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第63号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第26、議案第63号横手市増田「りんごの里」物産館に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第63号横手市増田「りんごの里」物産館に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案も、指定管理者制度を導入できるようにしようとするものでありまして、この施設は、増田地域

局の隣にあります物産館であります。

54ページをごらんいただきたいと思います。

指定管理者制度導入に必要な3条を加えております。第8条では指定管理者による管理、第9条では指定管理者の業務、第10条では管理の基準であります。

施行期日を平成18年1月1日定めております。

よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第64号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第27、議案第64号横手市地域種苗センター等設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第64号横手市地域種苗センター等設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案も、指定管理者制度を導入できるようにしようとする改正でありまして、地域種苗センターというのは、山内地域に水稲と葉たばこのセンター、それから大雄に野菜等戦略的農作物の種苗センター、計3カ所がございます。

57ページをごらんいただきたいと思います。

57ページには指定管理者制度導入に必要な3項目を加えております。第4条では指定管理者による管理、第5条では指定管理者の業務、第6条では管理の基準を定めております。

施行期日を平成18年1月1日としております。

よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第65号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第28、議案第65号横手市農林産物加工施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第65号横手市農林産物加工施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましても、指定管理者制度を導入できるようにしようと改正するものでございます。

農林産物加工施設であります。増田に特産品開発研修施設、大森に農産物食品加工体験施設、十文字に農産物加工施設、山内に農林産物加工施設と農林産物加工交流施設の計5カ所があります。

60ページをごらんいただきたいと思います。

60ページには指定管理者制度導入に必要な3項目について加えております。第9条では指定管理者による管理、第10条では指定管理者の業務、第11条では管理の基準について定めております。

施行日を平成18年1月1日としております。

よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第66号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第29、議案第66号横手市国産材需要開発センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第66号横手市国産材需要開発センター設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましても、指定管理者制度を導入できるように改正しようとするものでありまして、この施設は、山内の道の駅の向かいにあります「木の香」という施設でありまして、この中では間伐材を活用した商品開発などがされております。

63ページをごらんいただきたいと思います。

63ページには指定管理者制度導入に必要な3項目について加えております。第3条では指定管理者による管理、第4条では指定管理者の業務、第5条では管理の基準を定めております。

施行期日は平成18年1月1日としております。

よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。

質疑ありませんか。19番堀田賢逸議員。

19番（堀田賢逸議員） ただいま議案第57号から議案第66号まで指定管理者関連の議案が提出された



わけですが、現在はそれぞれだれが管理をしているのか、そこら辺の説明をお願いいたします。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 大森町の中心部活性化施設につきましては、商い大森21という地元の商店街の若手経営者の有志の皆さんに現在管理委託しているということであります。

すみません、山内ふれあい交流センターは後ほど説明申し上げます。

田中敏雄 議長 19番堀田賢逸議員。

19番(堀田賢逸議員) 資料で出してもらえば、お願いします。

田中敏雄 議長 20番石井正志議員。

20番(石井正志議員) 直接今出された議案と関係ありませんけれども、指定管理者制度を取り入れるとすれば、これ以外にも相当指定管理者制度を取り入れていけるようなものがあるわけで、今回これだけに限ったという理由と、これをやるとすれば来年の9月までに指定管理者制度をやらなければいけないわけですが、その他のものについて今後どのように考えておられるのか教えてください。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 まず、指定管理者制度を10月1日に専決処分した、従来の横手市を中心にして指定管理者制度導入を進めてきたものにつきましては、本議会開会中に追加提案いたしまして、管理者の指定を皆様からご協議いただきたいというふうに思っています。

今回出しました10本につきましては、それぞれの地域局等と協議しながら、現在管理委託を受けている方々で指定管理者としての要件を満たすであろうというものにつきましてまとめまして、今回10本を条例改正提案させていただきました。

今後につきましても、現在管理委託しているものにつきましては、最終的に9月1日からは指定管理者制度で管理をするか、それとも直営にするかという判断をしなければなりませんので、これ以外の施設につきましても、地元で指定管理者としての要件を十分満たしているかどうかというものを見ながら、先ほど石山議員さん、小笠原議員さんがおっしゃられました、地元という視点を外さないようにして取り組みを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

3時15分まで暫時休憩いたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時15分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第67号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第30、議案第67号横手市集落多目的共同利用施設等設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第67号横手市集落多目的共同利用施設等設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

まず、先般11月30日に開催されました議案等説明会の折、ご訂正、差しかえをお願いしたところでありましたが、議案書65ページ、66ページに記載されております名称と位置につきましては、本来「板井田」とすべきを「坂井田」と誤って記載してしまいました。既にご訂正あるいは差しかえいただいているかと存じますが、改めて「板井田」のご確認をお願いいたしますとともに、誤りをおわび申し上げたいと思います。

66ページのお開きをお願いいたします。

本案は、横手市集落多目的共同利用施設等設置条例の一部を次のように改めようとするものでございまして、第2条関係の別表第1に、近く完成予定の2つの施設を新たに加えようとするものでございます。

2つの施設は、名称、横手市板井田多目的集落集会所、位置は横手市大森町板井田字中山崎71番地、もう一つにつきましては、名称が横手市大塚多目的集落集会所、位置は横手市雄物川町会塚字田中9番地の4となっております。

現在、平成17年度地域材利用促進対策事業として、県の補助のもこの両施設を建設しているところでございますが、年内には両施設とも完成の予定となっております。

多目的共同利用施設は、合併以前の町村から引き継いでいるものでございまして、地区内の組織活動等を援助し、地区住民のコミュニティ活動を促進し、もって連帯感の醸成を図ろうとして設置されているものでございます。現在18施設が条例化されております。

2つの集会施設を紹介しますと、板井田集会所は木造平屋建て、面積約150平方メートル、約28坪であります。大塚集会所も木造平屋建て、面積約93平方メートル、約28坪で、ともに年内のは完成の予定でありまして、今回、設置条例の一部改正を行いまして、完成後の適切な管理運営を図ろうとするものでございます。

なお、この条例は平成17年12月29日から施行しようとするものであります。

以上でございます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第68号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第31、議案第68号横手市営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

佐藤賢一 建設部長 ただいま議題となりました議案第68号についてご説明を申し上げます。

これは、新たに十文字町に市営住宅及び共同施設を建設したことに伴って、横手市営住宅設置条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。68ページをごらんいただきたいと思います。

そこにあります別表のとおり、市営住宅の部、旧十文字町の項には旭団地（1・2号棟）8戸、位置は十文字町字上佐吉開37番地1を加え、さらには、共同施設の部には旭団地集会所、位置については十文字町字上佐吉開37番地1を加えようとするものであります。

附則では施行月日を定めておりますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第69号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第32、議案第69号字の区域の設置についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第69号字の区域の設置についてご説明申し上げます。

本案は、県営ほ場整備事業によりまして金沢地区及び福地地区の土地改良事業の施行に伴い、字の区域を設置しようとするものであります。

内容であります。70ページをごらんいただきたいと思います。

70ページからは金沢地区について定めております。字名の欄に「横手市金沢中野字金沢」とありますが、これが新しく設置される字であります。右側の設定区域の欄の「横手市金沢中野字厨川」から73ページの真ん中付近であります。「横手市飯詰字東西法寺」までの部分につきまして、今度新たに「金沢中野字金沢」の字を設置しようとするものであります。

以下同じでありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、76ページをごらんいただきたいと思います。

76ページには福地地区の説明がございます。「雄物川町福地字深井」というのが今度新しく設置される字名であります。右の欄には「横手市雄物川町深井字大深井」から「横手市雄物川町字南形下ノ谷地」のところまでがありますけれども、この部分に今度新しく「福地字深井」の字を設置しようとするものでありまして、以下、内容は同じでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第70号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第33、議案第70号字の区域及び名称の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第70号字の区域及び名称の変更についてご説明申し上げます。

こちらの方も県営ほ場整備事業によりまして、館合地区、又兵衛地区及び北阿気地区の土地改良事業の施行に伴い、字の区域及び名称を変更しようとするものでございます。

88ページをごらんいただきたいと思います。

変更の内容ですが、館合地区の表の見方といたしましては、「横手市雄物川町薄井字長前」の地番にかかわる部分につきまして、変更後の字が「横手市大雄字田町」というふうな内容で記載されておりますので、以下については説明を省略させていただきます。

97ページをごらんいただきたいと思います。

97ページからは又兵衛地区について記載されております。

100ページからは北阿気地区について記載されております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第71号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第34、議案第71号市道路線の廃止についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

佐藤賢一 建設部長 ただいま議題となりました議案第71号についてご説明を申し上げます。

廃止しようとする市道路線ではありますが、雄物川町大沢字内野沢の内野沢線349メートルであります。これは平成18年度、集落林道として整備をするという予定になっておりますので、市道認定を廃止しようとするものであります。

位置については、次のページの添付位置図をご参照いただければと思います。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

#### 議案第72号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第35、議案第72号秋田市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第72号秋田市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてご説明申し上げます。

本案は、平成17年9月19日をもって、市町村合併に伴いまして秋田市町村会館管理組合から角館町、田沢湖町及び西木村を脱退させるとともに、翌日9月20日から仙北市を加入させること、また9月30日をもって、我が横手市、平鹿郡の8市町村と由利郡の仁賀保町、象潟町、金浦町を脱退させるとともに、10月1日から新しい横手市とにかほ市を同組合に加入させることにつきまして、地方自治法第290条の規定により本議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第73号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第36、議案第73号秋田市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第73号秋田市町村総合事務組合を組織する

地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてご説明申し上げます。

本案につきましても市町村合併に伴うものでありまして、平成17年9月20日からは仙北市が設置されたこと、10月1日からは横手市、にかほ市が設置されたことに伴う変更であります。それから9月19日をもって角館町、田沢湖町、西木村及び角館町外二か町村公衆衛生組合を秋田県市町村総合事務組合から脱退させるとともに、9月20日からは仙北市を加入させること、9月30日をもって横手平鹿8市町村と仁賀保町、金浦町、象潟町及び大森町大雄村共有財産管理組合、仁賀保地区消防組合、横手平鹿広域市町村圏組合、仁賀保地区衛生施設組合及び雄物川町ほか二カ町村火葬場経営組合を秋田県市町村総合事務組合から脱退させるとともに、10月1日から横手市及びにかほ市を加入させること、並びに水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律施行に伴いまして規定を整理することにつきまして、地方自治法第290条の規定により本議会の議決を得ようとするものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第74号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第37、議案第74号平成17年度横手市国民保養センター三吉山荘特別会計への繰入れについてを議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第74号についてご説明申し上げます。

議案書113ページにありますとおり、平成17年度横手市国民保養センター三吉山荘特別会計は、国民保養センター事業推進のため、平成17年度横手市一般会計から1,100万円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第75号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第38、議案第75号平成17年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計への繰入額の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第75号平成17年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計への繰入額の変更についてご説明申し上げます。

114ページでございます。

本案は、山内地域簡易水道事業特別会計への一般会計からの繰入額「1,980万円以内」を「2,282万2,000円以内」に改めることについて、地方財政法第6条の規定によりまして議会の議決を求めようとするものでございます。

よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第76号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第39、議案第76号平成17年度横手市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第76号平成17年度横手市一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正では、本予算の基本としておりました旧市町村からの持ち寄り額の精査を行い、予算計上額の適正を図るとともに、本庁と地域局の予算の組み替えを行っております。

また、人件費も旧市町村からの持ち寄りのままでしたので、新しい職員の配置に合わせた人件費の補正を行っております。

それでは、補正予算案の1ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億5,000万9,000円を減額いたしまして、補正後の総額をそれぞれ328億18万5,000円に定めようとするものであります。

次に、第2条継続費の補正であります。7ページをお開き願いたいと思います。

第2表継続費補正のとおり、川西保育所改築工事の事業費の総額と年割額を変更しようとするものであります。

次に、第3条地方債の補正であります。8ページをお開き願いたいと思います。

第3表地方債補正のとおり、農村総合整備事業ほか1件について限度額を変更しようとするものであります。

続きまして、補正の内容につきまして歳出の方から主なものをご説明申し上げますので、21ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項1目議会費で、議会管理費の中で18節備品購入費に484万4,000円が計上されておりますが、自賠償保険料や自動車重量税等を含めまして議長車の購入のための経費として499万8,000円が含まれております。

同じページであります、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に車両関係費として619万4,000円を計上しておりますが、この中には市長車を購入するための経費といたしまして499万8,000円が含まれております。

次に、22ページをお開き願いたいと思います。

同じく総務管理費、7目企画費であります、企画費経常分から1億9,849万7,000円を減額しております。これは、旧市町村において支払い済みの広域市町村圏組合負担金や合併協議会負担金を減額しようとするものであります。

次の23ページであります、同じく企画費に男女共同参画社会推進事業として274万3,000円を計上しております。これは、男女共同参画社会の推進に対する市民の意識を行動計画の策定に反映させるためアンケート調査を実施し、集計、分析するための経費でございます。

同じく企画費に、総合計画策定事業として240万1,000円を計上しております。これは総合計画の策定のためのアンケート調査実施等にかかわる経費ですが、無作為に抽出しました男女1万人を対象にアンケート調査を実施しようとするものでございます。

同じく企画費に、施設名称等表示変更事業として2,083万2,000円を計上しております。これは、合併によって変わった施設の名称等の表示を変更するための経費でございます。施設名の表示につきましては、合併時に本庁と各地域局の名称の表示は変更しておりましたが、今回は道路案内板等の表示を除きまして、各部局や地域局で所管しております施設等の名称の変更をしようとするものでございます。

続きまして、31ページをお願いしたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、3目知的障害者福祉費でございますが、次のページの32ページにありますとおり、大和更生園特別会計繰出金として5,545万5,000円を計上しております。これは、大和更生園所在地以外の旧市町村が負担金として支出しておりましたものを繰出金として支出するために増額したものでございます。

その下にあります通所授産施設特別会計繰出金2,588万2,000円につきましても、同様の理由で増額してございます。

続きまして、34ページをお願いしたいと思います。

同じく8目国民健康保険費に国民健康保険特別会計繰出金として3,522万2,000円を計上してございます。これは、国民健康保険事業基盤安定負担金の決定に伴う繰出金3,787万8,000円を増額するとともに、この事業に誤って計上された繰出金以外の経費265万6,000円を減額したものでございます。



続きまして、35ページをお願いしたいと思います。

同じく民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございますが、次の36ページの下の段に乳幼児健康支援一時預かり事業として447万3,000円を計上してございます。これは、病気回復期の乳幼児や児童を、保育園や学校へ復帰するまで看護師を配置した保育園に一時的に預かるための事業に要する経費でございます。

続きまして、45ページをお願いしたいと思います。

6款農林水産業費でございます。1項農業費、3目農業振興費ですが、次の46ページにありますように、地域産品マーケティング推進準備事業として200万円を計上してございます。これは、農業を主体とした特産品の販売推進のためマーケットマネジャーを委託しまして、地域産品販売促進の準備をするための経費でございます。

同じく4目生産調整米政策費に地域水田農業者支援事業としまして420万1,000円を計上しております。これは、転作団地に対する助成金でございます。

続きまして、50ページをお願いしたいと思います。

7款商工費でございます。1項商工費、4目商工観光施設費に温泉施設「えがおの丘」管理運営費として506万6,000円を計上しております。これは、燃料費の単価が上がったことによる増額482万7,000円と空調設備の修繕料28万1,000円などでございます。

同じく温泉原水施設管理運営費として324万8,000円を計上しております。これは、増田地域の上畑温泉の揚湯ポンプ2基のうち1基が故障したことによりまして、揚湯ポンプ等揚湯管の購入に要する経費でございます。

同じく温泉施設等繰出金として1,100万円を計上してございます。これは、国民健康保養センター三吉山荘特別会計への繰出金でございます。

次に51ページ、8款土木費でございます。2項道路橋りょう費、2目道路維持費に街路灯・防犯灯管理費として322万4,000円を計上しております。これは、地域局における街灯の設置や電球の修繕等に要する経費でございます。

次に、52ページをお願いしたいと思います。

同じく道路橋りょう費、4目道路維持費から1億1,566万円を減額しております。これは、他事業に重複計上したことによります減額でございます。

続きまして、55ページをお開き願いたいと思います。

同じく土木費、5項住宅費、3目住宅建設費にまちづくり交付金事業として4,677万9,000円を計上しております。この中には、醍醐住宅団地建設事業として5,000万円が含まれております。これは、国の補助内示の増額に伴う事業費の増額でございますが、これにより、従来の事業に加えまして住宅4棟8戸分の住宅建築と緑地工事が可能となります。

続きまして、62ページをお開き願いたいと思います。

10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費に要保護及び準保護就学援助としまして426万1,000円を計上しております。これは、各市町村で支給がまちまちでありました体育実具用具の援助について全市的に統一して支給するために要する経費でございます。

続きまして、71ページをお願いしたいと思います。

同じく教育費、5項保健体育費、3目体育施設費でございますが、次の72ページ、雄物川地域体育施設費の中に体育館管理費としまして373万9,000円を計上しております。これは、国体会場として改築中の雄物川体育館に車いす用のスロープを設置するための経費でございます。雄物川体育館は、県の国体関連の補助金を受けまして改修中でございましたが、このたび県からの追加の補助を受けましてバリアフリー化の工事を行おうとするものでございます。

続きまして、73ページをお願いしたいと思います。

同じく保健体育費、4目学校給食費で、学校給食総務費の中に学校給食管理システム導入事業費として917万7,000円を計上しております。これは、市内全地域の学校給食費を一元的に管理するシステムを導入するための経費でございます。

続きまして、76ページをお願いしたいと思います。

13款諸支出金、3項旧市町村借入金返済金、1目旧市町村借入金返済金から1億9,566万5,000円を減額しております。これは、旧市町村が借り入れました一時借入金の返済額が確定したことによります減額でございます。旧市町村が決算をするに当たりまして一時借り入れを行いましたのは、旧横手市8億433万4,155円と旧増田町7,000万円でございますが、予算では10億7,000万円の借り入れをする予定でございましたので、その差額分を減額しようとするものでございます。

以上が歳出補正の主な内容でございます。

続きまして歳入でございますが、前に戻りまして9ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の表でございますが、今回の補正額2億5,000万9,000円の減額の款ごとの内容となっております。その中で特に大きな減額は10款地方交付税でございますが、2億7,414万3,000円を減額しております。この内訳は、11ページをごらんいただきたいと思います。

11ページにありますように、普通交付税から5億5,847万7,000円を減額し、特別交付税では2億8,433万4,000円を増額してございます。これは、普通交付税においては、持ち寄った予算の中に過大計上と地方交付税との入れ違いがあったのがわかったために減額しております。また、特別交付税では、先ほど申し上げました普通交付税から特別交付税の移しかえ分を含めまして増額となっております。したがって、今回の特別交付税の追加分は1億6,825万4,000円ということになります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。

質疑ありませんか。32番赤川堅一郎議員。

32番（赤川堅一郎議員） どうもご苦労さまでございます。

補正予算は本来、通常必要なものは当初予算で計上しまして、緊急なものが補正に計上されるというのが常識というふうに考えておったわけでございます。今般の補正に議長車と市長車が2台計上されたわけでございます。今、新車を購入しなければならないほどの緊急度があるのかどうか、また、先の新聞報道によりますと、これまでの市町村長が使っておった7台の車を競売にしている。この中には平成3年に登録したのから平成12年に登録したのまでであるわけでございます。平成12年に登録した車であれば、まだまだ使用が十分耐えられるのではないかと感じるわけでございます。そしてまた、予算がまだ議決されないうちに車を売ってしまうということはどういうことなのでしょう。私はそういうふうな意味からしまして、今回の新車2台購入が不明瞭な感じがしますし、しかも、合併してまだ2カ月足らずのこの情勢の中で2台購入するということは、市民感情からいっても違和感を感じるのではないかと感じるわけでございます。このことについて、市長からご答弁をお願いいたします。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 私は別段、選挙において公約でこのことを申し上げたわけではありませんが、今回の選挙を通じまして、住民の皆さんの地方行政に求めるものの厳しさ、切実さを相当身にしみて感じたところでございまして、そういう意味では、合併を機会に従来と取り組みを異にする、新たに必要性が多方面にわたってあるというふうに判断いたしましたところでございます。黒塗りの公用車に代表される時代に決別を図らなければならないという思いが背景にあったことは事実でございます。そんなこともございまして、タイミングとしてこの補正がベストのタイミングかと言われますと、少し自信のないところもございしますが、一つのきっかけとして合併直後にこのことを実施するのが適当であろうという判断の中でこういうことで予算を上げさせていただいたところでございます。

以上であります。

田中敏雄 議長 32番赤川堅一郎議員。

32番(赤川堅一郎議員) 市長の心情は十分理解できるわけでございます。しかし、12月議会が終わりますと当初まであと3カ月しかないわけでございます。なぜ3カ月待たれないのか、なぜ新年度で正々堂々と予算計上して皆に諮るというふうな姿勢がとられなかったのか、私はそのことが非常に残念でならないわけでございます。緊急度から言うならば、恐らく市長車以上に、各地域局やそれぞれの部署で車が不足だ、何とかしてもらいたいというふうな声が多数上がっているように聞いております。そういうふうな意味では、問題のとらえ方に市長は、合併したからだという選択肢は、逆に言えば、少し気持ちのおごりがあるのではないかなという気もするわけでございます。そういうふうな意味では、私は非常に残念なわけでございます。できるならば、やはり購入を凍結して、新年度で購入をしてもらいたいというふうな気持ちがするわけでございますし、また住民の感情からしましても、なぜ今合併したばかりのときに新車を2台買わなければならないのかというふうな市民の声も聞こえてくるわけでございます。市長に再度ご答弁をお願いいたします。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 私は、表面的な部分で申し上げますと、やはり四百何十万円という金額につきまして住民の皆さんに相当の金額だという判断があるのはあり得ることだというふうに思います。ただ、先ほど申し上げましたけれども、合併をして新しい市が誕生して、大いにこれからの方向が変わるということの期待もまたたくさんの市民方がお持ちだと思っております。そういうことに一定以上の配慮をすべきだ。今度の新しい横手市は大幅に行政担当者も議会も変わったわけですが、この機会にその姿も見える部分も大いに変えていくべきだという判断があったわけでございます。その辺については議員とは若干見解は違うわけですが、決してどさくさに紛れてこそこそというのは当たらない表現だというふうに思います。何よりもまず購入しようとする車はハイブリッドカーということで環境に優しい車であるというふうなことで、そういう点も考えますれば、今回の予算計上が決して無茶な話だというふうには理解しないところでございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。10番近江湖静議員。

10番（近江湖静議員） 二、三点お尋ねをしますが、連続的にお尋ねをしておきますので、簡単にお答えをしていただきたいと思いますが、1つ目は、今、32番の議員から質問があった市長の公用車と議長の公用車の問題であります。基本的には32番と同じ考えでありますし、庶民が非常に話の種になっております。500万円の黒塗りではわかりませんが、新聞でも地方版において、黒塗りの黒枠で細部にわたって、払い下げでありますけれども旧市町村長車の公用車が払い下げで最低価額である、という事が話題になっております。そこで、やはり基本的に新年度の予算で計上すべき内容ではないのか、そういう思いであります。

お尋ねは、500万円という金額でございます。庶民からすれば非常にグレードのよい車でありますけれども、市長の格、10万人都市からいってもなるほどなと思う人もあると思いますが、この500万円の公用車の格についてどういう判断をして選定をしたのかどうか。

それから予算の計上について、補正予算で普通の予算でありますけれども、説明欄を見ても、例えば議会の場合、議会管理費、減額2,000円のみ、こういう説明欄に公用車云々の備品の内容を書かなくてもよいのか、今後そういうような内容で予算計上をしていくのかどうか。

そして備品購入費を見れば484万4,000円、自賠責で云々と書いておりますけれども、それと498万8,000円、これはこの間の全協の概要の中で、議長車を購入するための経費あるいは市長車を購入するための経費ということで、それでわかっておりますけれども、本補正予算の中では不明確でわからない、こういうことでいいのかどうか。議会費と同じページの総務管理費の一般管理費の車両関係費619万4,000円、曖昧模糊たるものです。これは当局のみ、あるいは説明すればわかりますけれども、これでは不明確ではないのか。

いま一つは、22ページの財産管理費の公用車集中管理費が出ておりますが、今後、市長車にも議長車にも集中管理についてどのような運用をしていくのかどうか、横手は横手でやっていくのかどうか、あるいは地域局は独自に集中管理をするのかどうか。特にバスの関係がございまして。バスは非常に定期的

に年の何月何月ということで、それぞれ今までもずっと生涯学習なりスポーツなりその他について利用されておりますけれども、聞くところによれば、やはり大型バスについては市町村の方がすばらしいバスを購入してある、そういうような状況であるわけですが、そういう集中管理について、この後の運用についてどういうふうに考えてどうやっていこうとしているのか。

24ページにもそのような集中管理費とか地域局公用車管理費と書かれてありますけれども、その関連もございませぬ。

次は35ページ、民生費の10目交通防犯対策費、これは委員会の関係もありますから歳入の関係もありますので触れておきますが、防犯対策費であります。今、補正で交通指導隊、交通安全対策とか防犯指導隊の関係が80万円なり60万円増額されますけれども、各町村の持ち寄りの精査ということもあるでしょう。ですが、今日、毎日新聞に上がっているとおり、安全・安心のまちづくりということで、県でも県警でもこの11月、12月にかけて特別月間ということで力を入れている内容であります。そして、その内容は各市町村に具体的にお願ひ、要請をして、そして運動を高める、強める、そういう方向を聞いておりますので、県の補助金の関係と絡んでまたすぐ増額したのかどうかについて、この金額についての地域局の配分はどうか、これの問題であります。

52ページ、いつも執行部に聞いております雪対策費です。合計8億円の資金を投入して、市長があいさつで言ったとおり、一番心配しているのは除雪対策だ。今までより悪くしないということはよくするということです、何回も繰り返してやってある。多くの市民は、今年の冬については安全で安心して過ごせるだろう、そういう期待を持っておりますので、数多くの地域局の分配、分散の内容、それから委託料として2,800何がしの金が減額補正をされております。当初予算では1億8,545万円程度の委託料が計上されておりますが、この委託料を減額して別に回したということで賃金に回したかどうかわかりませぬけれども、その辺についてどういうふうに強化をしていくのか。8億何万円について横手を中心に各町村の内訳をまず聞いておきます。

以上。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 公用車の格についての見解を求められましたけれども、私は、特に公用車の格というものは意識しているわけではなくて、このたびは環境に優しいハイブリッド車を使うべきではないかということが2つ目の理由としてあったわけでございます。先ほどの赤川議員に答えた理由と環境に優しい車にしたいということの2点からアプローチしたときに、現時点において購入する車の選択肢がそう広くないということがわかったところでございます。そういう意味では、選択肢が狭いために價格的にリーズナブルと申しますか、もう少しこなれた車があればなおよかったのかなという思いはありますが、現時点でなかなかそこまではいっていない開発状況だということで、價格的には、実際の購入價格がどのぐらいになるかわかりませぬけれども、予算上は先ほどの金額を計上させていただいたところでございます。

なお、このハイブリッドカー導入に伴う、これはイメージだけではなくて実際の効率を上げる面においても効果が高いわけですので、その性能を試算した部分については担当の方から後ほど答えさせていただきたいと思います。

以上であります。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 現在、旧市町村車は2500ccから4000ccを超える車がございます。それらの車は平均して3000cc程度の車と環境に優しい車の燃費を比較しますと、1年間で2万キロ走るというふうに仮定すれば、燃費は1年間で25万円ぐらい違うということであります。

さっき自動車の格ということがありましたけれども、今回想定しているのは、例えば、今周りの市町村長が乗っているような乗用車タイプの車ではなくて、例えば、災害時に機動的に動けるとか、もう少しいろいろな形で使えるものを検討しているところでありまして、基本的に今、予算の積算は環境に優しい車ということで積算して計上してありますが、執行に当たってはそれ以外の部分も十分に検討いたしまして、今、周りの市町村町が乗っているような舗装道路を歩くのが一番いいような車ということではなくて、さまざまな場面で市長が機動的に動けるようなものを検討したい。そのようなことで環境に優しい面と、それ以外の使い方もいろいろ検討して進めたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 予算の置き方についてご質問がございました。

予算書については、各旧市町村で方針は同じですが、説明欄の記載の仕方とかちょっと違うような気がしております。ただ、質問議員さんが申されますとおり、できるだけわかりやすく記載するのが当然なことと思います。今回、議会費においては議長車幾らと、そういう項目が抜けておりました。市長車についてもそのようでございます。ほかの款項目につきましても説明が抜けている分もあるかと思えます。ここら付近は十分精査しまして、できるだけわかりやすくするのが当然なことだと思えます。今後、そこら付近も精査しましてご提案申し上げたいと思えます。

引き続きまして、公用車の集中管理につきましてでございますが、合併しまして、分庁方式をとってございます。それで、南庁舎、北庁舎の公用車につきましては、横手地域局から10台弱を移しまして、北庁舎の方で南の方の職員と集中管理をしてございます。それから、各地域局におきましては、今の段階では地域局で集中管理をしてございます。ただ、職員の配置の人数、各市町村の今での台数の持ち台、それについてもばらばらでございますので、新年度に向けまして、よりよい集中管理の仕方をただいま検討している段階でございます。

バスにつきましても、集中管理はただいましてございません。各地域局持ちのバスは、各地域局の従来どおりの使用の仕方、ただ、相互乗り入れ、集中管理ではなくて、平鹿町から十文字町のバスを使用したいというのはお互いの連携をとりまして使用しているという状態でございます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 交通防犯対策費についてのご質問がございましたが、説明欄の予算内容についてご説明いたします。

交通指導隊経費の3万4,000円は需用費の増額です。

次の交通安全対策事業87万9,000円の増額に関しましては、今度4月に1年生になる生徒さんに交通安全用の黄色い帽子を提供するというこのための購入費でございます。

防犯指導隊経費の62万7,000円ですが、これは十文字と増田地域局内の防犯指導隊員の被服費、制服の購入費でございます。

防犯対策事業費8万9,000円につきましては、山内地域局防犯協会への補助金でございます。

いずれにいたしましても、交通指導隊、防犯指導隊、消防団も含めてですけれども、これからも強固な連携を保って、安全で安心なまちづくりに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 除雪対策費でお尋ねがございましたのでお答えを申し上げたいと思いますが、まず、委託料の2,878万円の減であります。これは増田地域局において、これまで委託で行ってまいりましたものを直営にするということで作業委託料を賃金に組み替えをしたというのが主なものであります。

それから、除雪全体の8億円の各地域局の割り振りはということでありました。手持ちの資料でおおよその数値でありますけれども、本庁分ということでおおよそ9,000万円、横手地域局約2億円、増田地域局で約6,600万円、十文字地域局で約8,800万円、平鹿地域局でおおよそ9,500万円、雄物川地域局で約5,200万円、大森地域局で約7,600万円、大雄地域局で約3,700万円、山内地域局では約6,700万円という状況になっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。10番近江湖静議員。

10番（近江湖静議員） 大体わかりましたけれども、もう1点、公用車の関係で、500万円程度ということで499万8,000円という端数が明確に出ております。これは具体的に見積もりの内容をとったので計上したのか、その点。それは黒塗りという言葉を使っておりますので非常に庶民は関心を持っておりますので、今考える内容は、カラーはレッドですか、ホワイトですか、それともピンクですか、教えてください。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 積算いたしましたのは、カタログに従って積算いたしました。ですから、どこからか見積もりを取るといふふうなことではなくて、基本的にカタログで積算いたしました。

色等については全く決めておりませんので、よろしく申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。2番土田百合子議員。

2番（土田百合子議員） 私も昨日、これまでの公用車を見学してまいりましたけれども、非常にまだこれからも乗れるというような状況で、できればこれまでの公用車を利用していただけないものかなというふうに考えてまいりました。市長と議長で2台というふうになっていきますけれども、1台というふうなお考えはなかったのかどうか確認したいと思います。それと、合併協の中でも市長がそういうような提案をして、議論してこのような方向性が出されたのかもあわせてお伺いしたいと思います。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 後段についてお答え申し上げたいと思います。

合併協議会の中では、この手の話は一切なかったように思っております。

以上であります。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 まず、1台でということですが、1台でというのは、市長と議長が乗るのが1台ということでしょうか。

2番（土田百合子議員） そういうことではなくて、例えば、市長の車はかえても、議長の車はこれまでの中から利用させていただくというような検討はなされなかったものかお伺いいたします。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 まず、市長車について機動的に使えるようなものにしたいというお話をしまして、議会の方はどうかということをお話しましたが、議会の中で事務段階で検討されたと思っておりますけれども、議会の方も今の乗用車タイプの黒塗りのあいうタイプではなくて、もっと議会として使いやすいものにできればいいなということでありましたので、そういうふうな方向で、議会費でありますけれども、議会の車についても我々の検討の中に入りましてしました。基本的には、今のような、例えば、運転士さんのほかに3人ぐらい乗るようなものではなくて、もっと活用しやすいものにして、議会の方も、議長が使用しないときには議員の皆さんも使えるような、活用しやすいものにしたらどうかというものを我々からもお話をしました。そういう中で今回2台というふうにさせていただきました。

以上です。

田中敏雄 議長 ほかに。2番土田百合子議員。

2番（土田百合子議員） もし、議会の方として使用するということをお考えであるとすればもう少しこういう形にする前に議論というものが必要ではなかったのか、そこを確認したいと思います。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 今回の予算につきましてはこのような形でご提案申し上げましたので、ぜひこれをご決定いただきまして、執行までにはその辺のところも十分議論しながら執行を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】



田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案はお手元に配付しております付託表に記載のそれぞれの委員会に付託いたします。

議案第77号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第40、議案第77号平成17年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 それでは、国保の方を説明させていただきます。

ただいま議題となりました議案第77号平成17年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,820万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,754万8,000円に定めようとするものでございます。

補正内容をご説明いたしますので、10ページをお開き願います。

2款保険給付費に1億1,032万5,000円を増額補正いたしまして、補正後の予算額を38億6,724万円にしようとするものでございます。これは、退職者医療費の増額によるものでございますが、平成17年度の決算見込額が対前年度と比較いたしまして、給付総額で16.8%、保険者数で9.1%の増となったところでございます。理由といたしましては、1人当たりの医療費の増、前期高齢者の負担割合の減、受診率の高騰などが考えられます。この財源につきましては、歳入、4款療養給付費等交付金で手当をされております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、7ページをお開き願います。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金で2億1,876万3,000円を減額いたしておりますが、これは、国の三位一体改革にかかわる制度改革によるものでございまして、全額5款県支出金、2項県補助金、2目都道府県財政調整基金へ振り替えとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第78号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第41、議案第78号平成17年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第78号平成17年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,200万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を36億2,776万4,000円に定めようとするものでございます。

補正内容についてご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、人件費を一般会計に組み替えを行おうとするものでございます。

ここでおわびですが、説明欄にあるほかの内訳は、本庁と地域局との配当替えの分でございますが、積算しましても当てはまる数字がございません。私どもの説明欄の記載がまずかったというふうに反省しておりますので、何分ご理解をお願いしたいと思います。

配当替え分でありまして、介護特別会計内での増減はありません。

次に、11ページをお開き願います。

2款保険給付費、4項1目高額介護サービス費に710万円を計上いたしておりますが、これは、新しく科目を設置したものでございまして、予算額は組み替えですので、特別会計内での増減はございません。

次に、6款諸支出金の277万2,000円は、旧大雄村の介護事務費の一般会計からの超過繰り入れ分の返還でございます。

7款予備費については、旧大森町が当初予定しておりました県の財政安定化基金の借り入れをとりやめたことなどによる予備費への充用ということでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第79号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第42、議案第79号平成17年度横手市特別養護老人ホームいきいきの郷特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第79号平成17年度横手市特別養護老人ホームいきいきの郷特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算からそれぞれ5,682万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,829万1,000円にしようとするものでございます。

補正の内容ですが、新市の暫定予算を8月締め切りで数値の調整をしたところですが、本予算編成時に9月分を重複計上したための減額と、当初予算におきまして若干過大見積もりした分を減額しようとするものでございます。

8ページをお開き願います。

4款繰入金でございますが、これにつきましては、合併前の未執行分を追加計上したものでございます。

12ページの予備費の減額につきましては、収支の均衡を図るための減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第80号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第43、議案第80号平成17年度横手市特別養護老人ホーム雄水苑特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第80号平成17年度横手市特別養護老人ホーム雄水苑特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳出予算の組み替えによるものでございます。

4ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費の報酬187万5,000円の追加につきましては、職員の退職、人事異動に伴う欠員3名について非常勤職員を採用したことから、4カ月分の報酬を計上したものでございます。

2款1項1目施設介護サービス事業費の中の需用費380万円につきましては、主なものといたしまして、紙おむつ代が200万円、灯油の値上がりによる燃料費100万円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第81号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第44、議案第81号平成17年度横手市特別養護老人ホーム白寿園特別会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第81号平成17年度横手市特別養護老人ホーム白寿園特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳出予算の組み替えによるものでございます。

初めに、4ページをお開き願います。

2款1項1目施設介護サービス事業費の報酬478万2,000円の追加につきましては、職員の人事異動に伴う欠員についての非常勤職員分のものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第82号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第45、議案第82号平成17年度横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第82号平成17年度横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算にそれぞれ50万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,269万9,000円にしようとするものでございます。

歳入についてご説明いたします。7ページをお願いいたします。

7ページから8ページについて、介護保険法の一部改正に伴う本年10月からの食費と光熱水費等の自己負担について、介護保険からのサービス収入を減額いたしまして、負担金収入の増額を計上いたしております。

歳出の説明ですが、8ページをお開き願います。

8ページ、9ページに非常勤職員の報酬の増額を計上いたしておりますが、このほかに2款施設介護サービス事業費の需用費に126万5,000円、このことにつきましては、燃料費の値上がりによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第83号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第46、議案第83号平成17年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となっております議案第83号平成17年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、予算の組み替えによるものが主なものでございますが、歳出では4ページと5ページに給与改正による減額分を計上いたしておりますが、需用費につきましては、燃料費の値上がりによる増額分でございます。委託料の補正は給食事業の委託費でございまして、施設介護サービス事業費では人数の減によるもの、通所リハビリ事業、短期入所療養介護事業費では年間所要額を見込んだものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第84号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第47、議案第84号平成17年度横手市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。大森地域局次長。

赤川進 大森地域局次長 議案第84号平成17年度横手市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ104万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,948万9,000円と定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

内容は、7ページ、8ページに明細を掲げております。これは、合併に伴いまして在宅介護支援センターが単独の地域型を廃止したことによりまして、国・県の補助金が減額になったための補正でございます。

なお、補正減に伴う財源は、予備費を充てることとしております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第85号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第48、議案第85号平成17年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。大森地域局次長。

赤川進 大森地域局次長 議案第85号平成17年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本補正は、歳入の増減を伴わない歳出のみの補正予算でございます。内容は4ページにございますが、10月分の給与を一般会計で支払ったことによります職員の人件費を減額するものでございます。減額分を予備費充当するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第86号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第49、議案第86号平成17年度横手市大和更生園特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となっております議案第86号平成17年度横手市大和更生園特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算からそれぞれ1,470万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1億2,889万6,000円にしようとするものでございます。

7ページをお開き願います。

歳入の負担金の減額につきましては、合併前の市町村からの負担金でしたが、10月1日に合併したことにより、一般会計繰入金に組み替えをするものでございます。

なお、この組み替えの差額につきましては、歳出予備費の減額で充当させております。

歳出、8ページが、非常勤職員の報酬の増額と人件費の調整分を計上いたしております。

よろしくお願いいいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第87号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第50、議案第87号平成17年度横手市通所授産施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となっております議案第87号平成17年度横手市通所授産施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算からそれぞれ629万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,990万1,000円にしようとするものでございます。

7ページをお開き願います。

歳入の負担金の減額につきましては、合併前の市町村からの負担金でございまして、10月1日に合併したことにより、一般会計繰入金に組み替えを行うものでございます。

なお、この組み替えの差額につきましては、歳出予備費の減額と需用費の精査で充当させております。歳出、8ページですが、非常勤職員の報酬の増額と人件費の調整分を計上させていただいております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第88号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第51、議案第88号平成17年度横手市国民保養センター三吉山荘特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。雄物川地域局次長。

佐藤博高 雄物川地域局次長 議案第88号平成17年度横手市国民保養センター三吉山荘特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ371万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を2,372万8,000円とする。

7ページをお開きください。

歳入の方ですけれども、使用料として1,000万円の減額になっております。これは、当初見積もりの人数と実績との差額でございます。それと10月1日からですけれども、入湯税の方が現在、日帰り入浴にも1人当たり100円ずつかけております。この関係で減額補正となっております。食堂売り上げの方は70万円の追加でございます。

財政調整基金の方から201万1,000円の繰り入れでございます。これで三吉山荘の財調の残高は1,239万円となっております。

3款繰入金ですけれども、議案第74号で上程されております一般会計からの繰り入れ分の1,100万円でございます。

歳出の方でございます。8ページでございます。

報酬ですけれども、352万1,000円の追加でございます。非常勤職員6人分の追加でございます。あと大きなところで需用費228万7,000円ですけれども、燃料費が主な増加の原因となっております。公課費ですけれども金153万1,000円は、消費税の実績による減額でございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第89号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第52、議案第89号平成17年度横手市地域間交流施設雄川荘特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。雄物川地域局次長。

佐藤博高 雄物川地域局次長 議案第89号についてご説明申し上げます。

平成17年度横手市地域間交流施設雄川荘特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ797万5,000円を追加し、歳入歳出予算を1億4,368万8,000円とする。

7ページをお願いください。

まず歳入の方ですけれども、使用料収入として、行政財産使用料として65万円の追加でございます。

売上金収入ですけれども、680万1,000円の追加でございます。これは、飲食売り上げで当初1カ月当たり1,100万円ほど売り上げを見ておりましたけれども、毎月120万円ほど増額のために680万円追加いたすものでございます。

そのほかに雑入でございますけれども、52万4,000円でございます。



歳出の方は8ページになりますけれども、これも人件費の補正で27人分で500万円でございます。

18節備品購入費245万7,000円ですけれども、今回、除雪機の購入で241万5,000円を充当したいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第90号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第53、議案第90号平成17年度横手市林業者等休養福祉施設さくら荘特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

説明を求めます。大森地域局次長。

赤川進 大森地域局次長 議案第90号平成17年度横手市林業者等休養福祉施設さくら荘特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

本予算は、歳入の増減を伴わない歳出のみの補正予算でございます。

内容は4ページにございますが、燃料費の高騰に伴う営業費の増額が主なもので、財源を予備費とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第91号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第54、議案第91号平成17年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第91号平成17年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ312万2,000円を減額し、総額をそれぞれ5,840万2,000円に定めようとするものでございます。

内容について、歳出から説明いたします。

9ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費でございますが、人件費の確定によりまして315万2,000円減額補正しております。

2款1項1目簡水維持管理費でございますが、燃料費の増によりまして増額しております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

前に戻りまして5ページをごらんいただきたいと思います。

1款分担金及び負担金は331万円、2款使用料及び手数料は311万3,000円、3款繰入金は315万2,000円それぞれ減額しております。これは、精査の結果によるものでございます。歳計剰余金の計上しましたので、4款諸収入は645万3,000円の増額となっております。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第92号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第55、議案第92号平成17年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第92号平成17年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,744万1,000円を減額し、総額を9,627万円に定めようとするものでございます。

次に、地方債の補正であります。これは、東部簡易水道配水管移設工事の減額に伴うものでございます。

内容につきましては、歳出からご説明いたします。

9ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費は29万6,000円増額しております。これは中央簡水が消費税を支払う義務が生じた関係で計上したものが主なものでございます。

2款1項1目簡水維持管理費も129万円増額しております。これは、新山地区ほかの維持管理に要する経費でございます。

東部簡易水道配水管移設工事の確定によりまして、2項1目施設整備費は1,770万円の減額補正とな

っております。

4 款予備費は132万7,000円を減額補正しております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

前に戻りまして5ページをごらんください。

2 款使用料及び手数料は16万1,000円減額しております。これは、精査によるものでございます。

3 款繰入金は136万1,000円を減額しております。

4 款諸収入は298万1,000円増額となっております。歳計剰余金が主なものでございます。

5 款市債は、東部簡水配水管移設工事費の確定による減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第93号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第56、議案第93号平成17年度横手市大森地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第93号平成17年度横手市大森地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ29万1,000円減額し、総額を2,038万1,000円に定めようとするものでございます。

内容について、歳出からご説明いたします。

8ページをごらんください。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、人件費の確定によりまして20万2,000円減額しております。

2 款 1 項 1 目簡水維持管理費は6万4,000円を増額しております。

4 款予備費が15万3,000円減額となっております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

前に戻りまして5ページをごらんください。

2 款使用料及び手数料が29万1,000円減額となっております。精査によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第94号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第57、議案第94号平成17年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第94号平成17年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ381万4,000円を追加し、総額を2億5,072万4,000円に定めようとするものでございます。

内容について、歳出から説明いたします。

8ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費は、人件費の確定によりまして381万4,000円を増額補正しております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

前に戻りまして5ページをごらんいただきたいと思います。

4款繰入金ですが、302万2,000円増額してございます。

5款諸収入も79万2,000円増額してございます。歳計剰余金でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第95号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第58、議案第95号平成17年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

佐藤賢一 建設部長 ただいま議題となりました議案第95号についてご説明を申し上げます。

土地区画整理事業特別会計、1ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ416万7,000円を追加いたしまして、総額を5億8,598万1,000円にしようとするものであります。

歳出の主なものをご説明申し上げますので、8ページをごらんいただきたいと思います。

3目安田地区土地区画整理事業費では、精算金の分割納付者の額が増額になったことによる14万1,000円の追加計上であります。

5目三枚橋地区土地区画整理事業費では、特定道路1・2・3号線において街路照明灯設置工事請負費が主なものであります。

歳入については、7ページの事項別明細書のとおりでありますので、よろしく願いをいたします。  
田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第96号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第59、議案第96号平成17年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第96号平成17年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,603万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ31億4,448万5,000円に定めようとするものでございます。内容については、後ほど説明いたします。

次に、債務負担行為の補正について説明いたしますので、4ページをごらんください。

第2表債務負担行為補正であります。受益者負担金システムのリース料を追加しようとするものでありまして、これは、合併前の旧市町村の分担金負担金のシステムが統一になっていませんでしたので、今回統一することから、平成18年度から債務負担をお願いしようとするものでございます。

それでは歳出から説明いたしますので、10ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費は824万3,000円計上しております。これは、上下水道部の職員人件費でございます。

同じく2目施設管理費です。維持調査管理費として32万4,000円を計上しております。

2款事業費、1目公共下水道事業費、ページをまたぎまして、2目特定環境保全公共下水道事業費に、職員人件費をそれぞれ計上してございます。

同じページの3款公債費では、1目元金2,789万8,000円、2目利子2,276万7,000円を減額しております。これは、雄物川町分の元利償還金でありまして、上期分として既に支払った分を減額したものでございます。

次に、前のページに戻っていただきまして、5ページをごらん願います。

補正予算事項別明細書の歳入で主なところを説明いたします。

3 款国庫支出金では、2,500万円を減額しております。これは、増田町の補助事業費が本庁と地域分に二重計上されたことから減額したことによるものでございます。

5 款繰入金で3,604万6,000円を減額しております。これは、上下水道部の人件費の増額分と公債費の減額分を差し引いた額でございます。

6 款諸収入の2,214万2,000円の増額は、合併前に決算を打った公共下水道事業の残額を計上したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

#### 会議時間の延長

田中敏雄 議長 本日の会議は、議事の都合により延長いたします。

#### 議案第97号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第60、議案第97号平成17年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第97号平成17年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ453万8,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ4億6,437万円に定めようとするものでございます。

それでは歳入から説明いたしますので、2ページをござらんください。

第1表の歳入です。

2 款使用料及び手数料では、使用料327万円を減額計上しております。これは、大森地区の使用料を精査したものでございます。

6 款諸収入では、雑入として780万8,000円を計上しております。これは、合併前の集落排水事業の予算残額を計上したものであります。

次に歳出の説明をいたしますので、8ページをお願いいたします。

歳出、1 款 1 項 1 目一般管理費に、人件費として165万1,000円を計上しております。

同じく 2 目施設管理費に、大森地区の施設維持管理費として46万2,000円を計上しております。

2 款 1 項 1 目集落排水施設事業費に242万5,000円を計上しております。この内訳は、十文字地域局の人件費分でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第98号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第61、議案第98号平成17年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）を議題いたします。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第98号平成17年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

本案は、横手市水道事業会計予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

収入、第1款水道事業収益でございますが、748万円を減額し7億9,641万3,000円となっております。

第1項営業収益は275万円の減額となっております。水道加入金の計上を4条資本収入へと統一したことが主な要員でございます。

人件費の確定によりまして、第2項営業外収益の他会計補助金が473万円減額となっております。

次に支出、第1款水道事業費用についてでございます。228万1,000円を増額し8億6,381万2,000円にしようとするものであります。

第1項営業費用は、修繕費などがかさみまして160万2,000円を増額となっております。

第2項営業外費用は215万3,000円を増額となっております。企業債利息の精査や消費税の増によるものでございます。

第4項予備費は147万4,000円の減額であります。

次に、2 ページをごらんください。

予算第4条に定めました資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

収入、第1款資本的収入でございます。370万5,000円を増額し17億1,947万円となっております。主に水道加入金の増によるものでございます。

次に支出であります。第1款資本的支出では、446万2,000円増額の20億3,966万1,000円となっております。

ます。

濁度計設置工事を大雄地区に計画したことから、第1項建設改良費は507万7,000円増額となっております。

第2項企業債償還金は、精査の結果、61万5,000円の減額となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する3億2,019万1,000円につきましては、過年度分及び当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものでございます。

次にまいりまして、予算第9条に定めましたたな卸資産購入限度額を1,665万5,000円に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

#### 散会の宣告

田中敏雄 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

明12月7日から12月11日までの5日間、休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明12月7日から12月11日までの5日間、休会することに決定いたしました。

12月12日は午前10時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 5時02分 散 会